

市内遺跡発掘調査報告書3

平成22年度 調査報告書

2011

札幌市教育委員会

例 言

- 1 本書は、札幌市教育委員会が、国庫補助金（国宝重要文化財等保存整備費補助金）及び北海道地域づくり総合交付金の交付を受けて、平成22年度に実施した市内遺跡発掘調査等事業に係わる調査報告書である。
- 2 事業期間は、平成22年4月12日～平成23年3月31日である。
- 3 平成22年度には、市内遺跡発掘調査等事業として、市内で計画される各種の開発事業に先立ち、埋蔵文化財蔵地の保存保護を図るための資料とするため、所在調査9件、試掘調査22件を実施した。
- 4 調査業務は、札幌市観光文化局文化部文化財課が担当し、同課職員の協力を得て、仙庭伸久・藤井誠二・石井 淳・柏木大延が従事した。
- 5 本書の執筆・編集は、札幌市観光文化局文化部文化財課が行った。
- 6 本書は、所在調査及び試掘調査を実施した全ての地区について一覧表・位置図に掲載するとともに、調査結果についてその概要を報告するものである。
- 7 本書では、位置図の背景として、札幌市共有基図（平成20年度版）を使用した。
- 8 本書では、各調査実施箇所の背景として、札幌市が所有する航空写真データ（平成19年度撮影版）を使用した。
- 9 調査で発見した資料は、札幌市観光文化局文化部文化財課で保管している。

凡 例

- 1 各調査の項目、挿表、挿図、写真図版に付した整理番号は、各種開発事業に係わる協議毎に札幌市で任意に付した整理番号である。
- 2 所在調査位置図及び試掘調査位置図に示した周知の埋蔵文化財包蔵地及び可能性地の範囲は、平成23年1月31日現在のものである。
- 3 試掘坑の土層断面模式図は、各調査の内容を把握するために必要となる代表的な試掘坑の土層断面を抜粋し掲載したものである。
- 4 土層断面模式図では、焼土（炉跡を含む）に50%の網掛けを、黒色ないし黒褐色を呈する土層に30%の網掛けを、暗褐色ないし暗灰色を呈する土層に15%の網掛けを実施した。網掛けは、「Adobe Illustrator」のグレースケールにより実施したものである。また、遺物が出土した試掘坑では、出土した層の横に「◀土器出土」等と記載した。
- 5 試掘調査実施箇所における黒枠は調査対象範囲であり、黒塗りで表示した試掘坑は、土層断面模式図を示した試掘坑である。
- 6 本文中および挿図で使用した遺構等の略号は、下記のとおりである。
HP (House Pit)：竪穴住居跡、TP (Trap Pit)：おとし穴、PH (Post Hole)：柱穴、
HE (Hearth)：炉跡、DB (Dense Burned Soils)：焼土粒集中、
DC (Dense Charcoal)：炭化物集中、CG (Concentration Gravel)：礫集中、
CW (Carbon Wood)：炭化材、TT (Test Trench)：試掘坑
- 7 本報告書で用いた北 (N) 方位は、すべて真北である。
- 8 挿図の縮尺は、個々にスケール等を入れて示した。基本的な縮尺率は下記のとおりである。
試掘調査実施箇所：1/2000、1/2500、1/4000、1/10000
土層断面模式図：1/40
- 9 写真図版の縮尺は、現場写真については任意であり、遺物写真については個々にスケールを入れて示した。
- 10 付図に示した地形区分は、標高100m毎の等高線により色分けしたものであり、地質区分は地質調査所による『札幌及び周辺部地盤地質図』（『特殊地質図30』地質調査所1991）を参考にして色分けを行ったものである。

目 次

第1章 調査に至る経緯	
第1節 埋蔵文化財包蔵地の所在状況	1
第2節 公共事業との調整	2
第3節 民間事業との調整	2
第2章 所在調査	
第1節 所在調査の方法	3
第2節 所在調査の概要	3
第3節 所在調査の成果	3
第3章 試掘調査	
第1節 試掘調査の方法	9
第2節 試掘調査の概要	10
第3節 試掘調査の成果	16
参考文献	50

插图目次

第1图 所在调查位置(图1)	5	第26图 整理番号09-3-319	
第2图 所在调查位置(图2)	5	试掘调查土層断面模式图	27
第3图 所在调查位置(图3)	6	第27图 整理番号09-3-320	
第4图 所在调查位置(图4)	6	试掘调查实施箇所	28
第5图 所在调查位置(图5)	7	第28图 整理番号09-3-320	
第6图 试掘调查位置(图1)	11	试掘调查土層断面模式图	28
第7图 试掘调查位置(图2)	12	第29图 整理番号10-3-303	
第8图 试掘调查位置(图3)	13	试掘调查实施箇所	30
第9图 试掘调查位置(图4)	14	第30图 整理番号10-3-303	
第10图 试掘调查位置(图5)	15	试掘调查土層断面模式图	30
第11图 整理番号07-3-323		第31图 整理番号10-3-306	
试掘调查实施箇所	17	试掘调查实施箇所	31
第12图 整理番号07-3-323		第32图 整理番号10-3-306	
试掘调查土層断面模式图	17	试掘调查土層断面模式图	31
第13图 整理番号07-3-330		第33图 整理番号10-3-307	
试掘调查实施箇所	18	试掘调查实施箇所	33
第14图 整理番号07-3-330		第34图 整理番号10-3-307	
试掘调查土層断面模式图	18	试掘调查土層断面模式图	33
第15图 整理番号09-3-314		第35图 整理番号10-3-308	
试掘调查实施箇所	20	试掘调查实施箇所	34
第16图 整理番号09-3-314		第36图 整理番号10-3-308	
试掘调查土層断面模式图	20	试掘调查土層断面模式图	34
第17图 整理番号09-3-315		第37图 整理番号10-3-310	
试掘调查实施箇所	21	所在・试掘调查实施箇所	36
第18图 整理番号09-3-315		第38图 整理番号10-3-310	
试掘调查土層断面模式图	21	试掘调查土層断面模式图	36
第19图 整理番号09-3-316		第39图 整理番号10-3-311	
试掘调查实施箇所	23	试掘调查实施箇所	37
第20图 整理番号09-3-316		第40图 整理番号10-3-311	
试掘调查土層断面模式图	23	试掘调查土層断面模式图	37
第21图 整理番号09-3-317		第41图 整理番号09-2-327・10-2-301	
试掘调查实施箇所	24	试掘调查实施箇所	39
第22图 整理番号09-3-317		第42图 整理番号09-2-327・10-2-301	
试掘调查土層断面模式图	24	试掘调查土層断面模式图	39
第23图 整理番号09-3-318		第43图 整理番号09-2-327・10-2-301	
试掘调查实施箇所	26	试掘调查・工事立会遺構配置图	40
第24图 整理番号09-3-318		第44图 整理番号09-2-327・10-2-301	
试掘调查土層断面模式图	26	试掘调查・工事立会遺構图(1)	40
第25图 整理番号09-3-319		第45图 整理番号09-2-327・10-2-301	
试掘调查实施箇所	27	试掘调查・工事立会遺構图(2)	41

第46図	整理番号09-2-327・10-2-301 試掘調査・工事立会遺構図③	42	第51図	整理番号10-2-306 試掘調査実施箇所	48
第47図	整理番号10-2-302 試掘調査実施箇所	45	第52図	整理番号10-2-306 試掘調査土層断面模式図	48
第48図	整理番号10-2-302 試掘調査土層断面模式図	45	第53図	整理番号10-2-307・10-2-308 試掘調査実施箇所	49
第49図	整理番号10-2-305 試掘調査実施箇所	46	第54図	整理番号10-2-307・10-2-308 試掘調査土層断面模式図	49
第50図	整理番号10-2-305 試掘調査土層断面模式図	46	付図	平成22年度市内遺跡発掘調査位置図	

挿表目次

第1表	平成22年度所在調査一覧	4	報告書抄録	75
第2表	平成22年度試掘調査一覧	10		

図版目次

図版1	所在調査①	53	図版18	整理番号09-2-327・10-2-301 試掘調査・工事立会②	70
図版2	所在調査②	54	図版19	整理番号09-2-327・10-2-301 試掘調査・工事立会③	71
図版3	整理番号07-3-323 試掘調査	55	図版20	整理番号10-2-302 試掘調査	72
図版4	整理番号07-3-330 試掘調査	56	図版21	整理番号10-2-305 試掘調査 整理番号10-2-306 試掘調査	73
図版5	整理番号09-3-314 試掘調査	57	図版22	整理番号10-2-307 試掘調査 整理番号10-2-308 試掘調査	74
図版6	整理番号09-3-315 試掘調査	58			
図版7	整理番号09-3-316 試掘調査	59			
図版8	整理番号09-3-317 試掘調査	60			
図版9	整理番号09-3-318 試掘調査 整理番号09-3-319 試掘調査	61			
図版10	整理番号09-3-320 試掘調査	62			
図版11	整理番号10-3-303 試掘調査	63			
図版12	整理番号10-3-306 試掘調査	64			
図版13	整理番号10-3-307 試掘調査	65			
図版14	整理番号10-3-308 試掘調査	66			
図版15	整理番号10-3-310 試掘調査	67			
図版16	整理番号10-3-311 試掘調査	68			
図版17	整理番号09-2-327・10-2-301 試掘調査・工事立会①	69			

第1章 調査に至る経緯

第1節 埋蔵文化財包蔵地の所在状況

札幌市は、北海道の中央部と西南部とを画する地形上および地質構造上の境界である石狩低地帯の日本海側に所在し、南北45.4km、東西42.3km、面積1,121.12km²の広さを有する。このように、北海道の地形・地質構造上の重要な境界に位置し、広大な面積を有する札幌市内の地形は、多種多様である。その地形を大枠で捉えれば、北西部から南西部を構成する山地地域、東部に広がる丘陵地や台地地域、豊平川や発寒川がつくった扇状地や河岸段丘地域、北部に広がる沖積平野（石狩海岸平野）地域から構成されているものと言える（赤松・五十嵐・北川・松下1989）。

このように広大かつ多種多様な地形を有する市内には数多くの遺跡が所在することから、札幌市教育委員会では、埋蔵文化財包蔵地分布図を作成・刊行し、埋蔵文化財包蔵地の所在状況について周知徹底することに努めている。昭和49年3月に「札幌市埋蔵文化財台帳（付分布図）」（『札幌市文化財調査報告書Ⅱ』）を刊行し、昭和50年3月、昭和51年1月、昭和59年3月、平成元年9月の計4回の改訂を経て、平成12年8月に「札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図」を刊行し、平成17年10月、平成21年8月に改訂を行っている。

平成21年8月改訂の「札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図」には、周知の埋蔵文化財包蔵地が526箇所登録されている。分布図改訂後、新規の埋蔵文化財包蔵地2箇所を発見し、周知資料の整備を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地9箇所について周知資料の記載内容の変更（範囲変更2箇所、時代変更7箇所）を行っている。この結果、札幌市内における周知の埋蔵文化財包蔵地の数は、平成23年1月31日現在で528箇所となっている。なお、平成18年4月からは、札幌市役所のホームページ上でも包蔵地分布図を公開し、上記の変更について適時更新を行っている。

現在の市内区政における包蔵地の分布状況は、中央区77箇所、北区44箇所、東区15箇所、西区101箇所、南区85箇所、豊平区61箇所、白石区31箇所、厚別区52箇所、清田区41箇所、手稲区21箇所である。地形的にみれば、西区に広がる発寒川扇状地や中央区を中心に広がる豊平川扇状地、南区に見られる豊平川沿いの河岸段丘、南区・豊平区・厚別区・白石区・清田区に広がる丘陵地や台地、中央区・西区・北区・東区に広がる沖積平野、手稲区から北区に延びる紅葉山砂丘に多くの包蔵地が所在しているものと言える。

なお、扇状地から沖積平野では、市街化で埋め立てが進行していることから、地表面の観察から包蔵地の所在を把握することが極めて困難な状況にある。しかし、既往の調査成果から、これらの地域では、旧河川に沿った微高地上に埋蔵文化財包蔵地が集中的に分布すること、また、埋蔵文化財が地中深くに所在していることが判明している。したがって、これらの地域では、今後も新たな埋蔵文化財が発見される可能性が高いものと考えられる。そこで、琴似川流域、伏龍川流域、モエレ沼周辺については、「埋蔵文化財が発見される可能性が高い地区」（以下「可能性地」とし、埋蔵文化財の保護と開発事業との調整に係わる協議の対象としている。

第2節 公共事業との調整

札幌市観光文化局文化財課（以下「文化財課」）では、公共工事担当部局と緊密な連絡・調整を行い、埋蔵文化財の保護と円滑な公共工事の推進との調和を図るために、平成10年度以降、毎年、公共工事の事業計画について、国の機関等、北海道の機関、札幌市工事担当部局に対して文書で照会し、回答を受けた事業計画については、埋蔵文化財包蔵地分布図等と照合を行っている。照合の結果、周知の埋蔵文化財包蔵地内で計画されている事業については、事業計画段階で埋蔵文化財に関する事前の協議が必要である旨を通知し、また、周知の埋蔵文化財包蔵地の隣接地（以下「隣接地」）で計画されている事業、可能性地で計画されている事業、及びおおむね10,000㎡以上の大規模な土木工事等が計画されている事業（以下「大規模開発」）については、事業計画段階で埋蔵文化財に関する事前の協議を行うことが望ましいものと回答している。

事業計画が確定し、北海道教育委員会教育長宛に「埋蔵文化財保護のための事前協議について」（以下「事前協議書」）が提出された公共事業については、事前協議書を北海道教育庁生涯学習推進局文化・スポーツ課（以下「北海道教育委員会」）に進達し、これを受けて、北海道教育委員会から事業者に対し、埋蔵文化財の保護に係わる措置が回答されている。平成22年度の公共事業に伴う事前協議書の提出件数は、平成23年1月31日現在で54件（うち道路等管路工事36件）である。

これらの事前協議書の提出に対し、事業地内における埋蔵文化財の有無の確認ないしは埋蔵文化財の内容把握のために、所在調査あるいは試掘調査（以下「所在・試掘調査」）が必要と回答された事業については、北海道教育委員会からの所在・試掘調査の実施依頼に基づき、事業者と調整の上、文化財課で所在・試掘調査を実施し、調査終了後速やかに、文化財課から北海道教育委員会に調査結果の報告を行っている。

第3節 民間事業との調整

民間事業については、公共事業における埋蔵文化財保護のための取扱いに準じ、文化財課が各種の開発事業計画との調整を行っている。照会を受けた段階で、周知の埋蔵文化財包蔵地内で計画されている事業については、埋蔵文化財に関する事前の協議が必要であり、「埋蔵文化財保護のための調整協議について」（以下「調整協議書」）を提出するよう指導している。また、隣接地で計画されている事業、可能性地で計画されている事業、及び大規模開発に該当する事業については、埋蔵文化財に関する事前の協議が望ましいものとしている。平成22年度の民間事業に伴う調整協議書の提出件数は、平成23年1月31日現在で33件（うち道路等管路工事1件）である。

これらの調整協議書の提出を受けた民間事業について、事業地内における埋蔵文化財の有無の確認ないしは埋蔵文化財の内容把握のために、所在・試掘調査の実施が必要と判断された場合には、その旨の回答を文書で行い、事業者からの所在・試掘調査の依頼を受けて、事業者と調整の上、文化財課で所在・試掘調査を実施している。

なお、所在・試掘調査ないし工事立会の結果、埋蔵文化財を確認した場合には、必要に応じて周知資料の整備ないし周知資料の記載内容について変更を行い、発見した埋蔵文化財については、その都度、事業地を管轄する警察署に対し、「埋蔵文化財の発見について」を通知している。

第2章 所在調査

第1節 所在調査の方法

所在調査は、開発事業等の計画地内に、周知の埋蔵文化財包蔵地、隣接地、及び可能性地が存在するが、埋蔵文化財の所在状況や土地利用状況、地形及び地質等の把握が不十分である場合、また、事業地内に周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するが、計画地が広域なため試掘調査に先だって、試掘調査の対象範囲や調査方法を確認する必要がある場合、さらに、事業地内に周知の埋蔵文化財包蔵地、隣接地、及び可能性地は所在しないものの、地形及び地質等から判断して埋蔵文化財が発見される可能性がある場合に実施するものである。

調査は、事業地内を隈無く踏査し、現況の土地利用状況や地形及び地質の把握、地表あるいは切り通し断面等における遺構・遺物の確認を行うとともに、周辺における既往の諸調査の成果や付近住民からの聞き取り結果を十分に踏まえ、埋蔵文化財の所在を確認・把握するものである。また、土地所有者等と調整の上、必要に応じて数10cm角の範囲で人力による坪掘りを行い、埋蔵文化財の有無及び土壌の堆積状況の確認を実施するものである。

調査の記録については、事業地の現況、調査の状況、切り通し断面ないしは坪掘り箇所における土層断面をデジタルカメラで記録するとともに、土層断面の柱状模式図を作製している。

第2節 所在調査の概要

平成22年度に実施した所在調査は9件であり、調査対象面積は約562,344m²であった。所在調査の一覧を第1表として、所在調査の実施位置を第1～5図として掲載したので、参照願いたい。

事業の内訳は、公共事業5件（国の機関等1件、札幌市4件）、民間事業4件（法人組織2件、会社組織2件）であり、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する事業が3件、隣接地に該当する事業が1件、可能性地に該当する事業が1件、大規模開発に該当する事業が4件であった。事業地の立地については、札幌市北部の砂堤列地帯に位置するものが1件、北東部の沖積平野に位置するものが3件、南西部の山地に位置するものが2件、南東部の台地上に位置するものが3件であった。

これらの事業に伴う所在調査の結果、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する事業のうち、1件については埋蔵文化財が発見されたことから、調査後の措置としては試掘調査が必要とされ、他の2件については慎重工事が必要と判断された。周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない事業6件については、新たな埋蔵文化財包蔵地は確認されず、すべて工事に着手して差し支えないものと判断された。

第3節 所在調査の成果

1 藤野：整理番号10-3-305（図版1A）

事業地は、豊平川支流のオカバルシ川中流域に相当する。調査の結果、オカバルシ川河岸から約5mには盛土のみが認められ、過去の河川改修の影響範囲と推測された。その外側では耕作土の下位に灰白色砂質シルトが認められ、氾濫原堆積層と考えられたが、遺構・遺物は発見されなかった。この調

第1表 平成22年度所在調査一覧

通し番号	整理番号	周知の埋蔵文化財 包蔵地	所在地	調査面積 (㎡)	事業者	事業種別	調査後措置
1	10-3-305	周知外 (M372遺跡隣接地、 M379遺跡隣接地)	札幌市南区藤野	12,821.00	北海道開発局	河川改修	工事着手可
2	10-3-309	周知外 (大規模開発)	札幌市北区篠路福移	195,700.00	札幌市	公園造成	工事着手可
3	10-3-310	周知外 (大規模開発)	札幌市南区小金湯	68,366.00	札幌市	公園造成	工事着手可
4	10-3-312	M261遺跡	札幌市南区澄川6条12丁目	2,832.00	札幌市	公園造成	慎重工事
5	10-3-314	T98遺跡、 T101遺跡	札幌市豊平区美園10-12条7～8丁目、 月寒西2～3条4丁目	218,375.00	札幌市	公園造成	試掘調査 工事着手可
6	09-2-326	周知外 (大規模開発)	札幌市手稲区曙11条2丁目	44,213.91	民間法人	その他建物	工事着手可
7	10-2-303	T102遺跡	札幌市豊平区月寒西4条6丁目	2,857.44	民間法人	その他建物	慎重工事 工事着手可
8	10-2-304	周知外 (可能性地)	札幌市北区拓北3条2丁目	3,052.17	民間会社	宅地造成	工事着手可
9	10-2-311	周知外 (大規模開発)	札幌市東区東苗穂8条2丁目	14,126.00	民間会社	宅地造成	工事着手可

査結果を北海道教育委員会に報告したところ、本事業については工事に着手して差し支えない旨の回答が出された。

2 篠路福移：整理番号10-3-309（図版1B・1C）

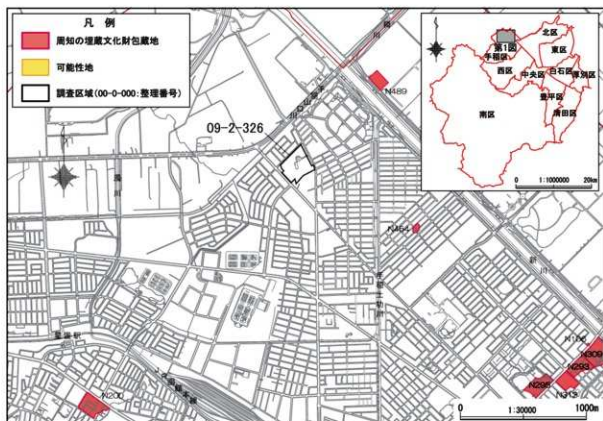
事業地は、札幌北東部の沖積平野に位置し、地質的には石狩川沿いに広く分布する泥炭地に相当する。調査の結果、盛土のみが認められ、自然堆積層は検出されなかった。湿原環境が保護されている事業地の北西側とは2～3mの比高差が存在することから、同等の盛土がなされていると考えられる。この調査結果を北海道教育委員会に報告したところ、本事業については工事に着手して差し支えない旨の回答が出された。

3 小金湯：整理番号10-3-310（図版1D・1E）

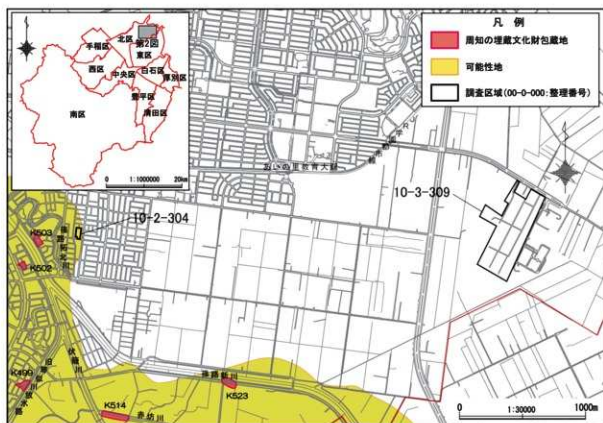
事業地は、札幌西部の山間地に立地し、豊平川支流である一の沢川右岸の舌状丘陵北東斜面に相当する。調査の結果、東側では人為的な削平面も多く認められ、本来の地形が失われている部分も存在した。自然堆積層が認められた調査坑では、地表面の腐植土層下位に、礫を含むにびい黄褐色等のシルト層がほぼ均一的に検出されたが、遺構・遺物は発見されなかった。この調査結果を北海道教育委員会に報告したところ、本事業については工事に着手して差し支えない旨の回答が出された。

4 澄川6条12丁目：整理番号10-3-312（図版1F）

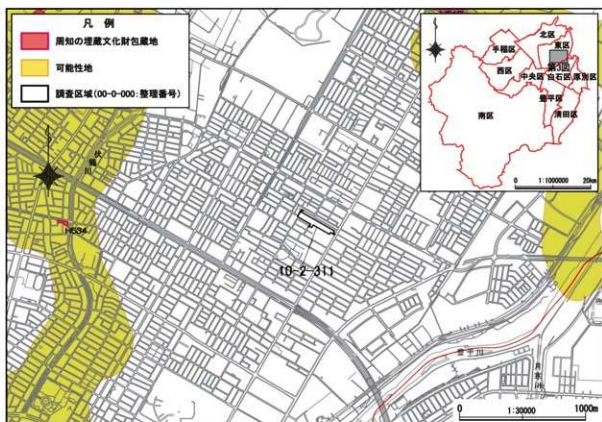
事業地は、西岡台地の南端部に相当し、望月寒川が刻んだ谷筋の東斜面に立地する。現状の地形観察では、かつては事業地の北端に東西方向の小支谷が存在していたと考えられ、付近住民からは、湧水が存在していたとの教示を得た。調査の結果、事業地全体で支笏火砕流堆積物に起因する土層が確認されたが、本来の斜面が切土されており、遺構・遺物は発見されなかった。この調査結果を北海道教育委員会に報告したところ、本事業については慎重工事が必要である旨の回答が出された。



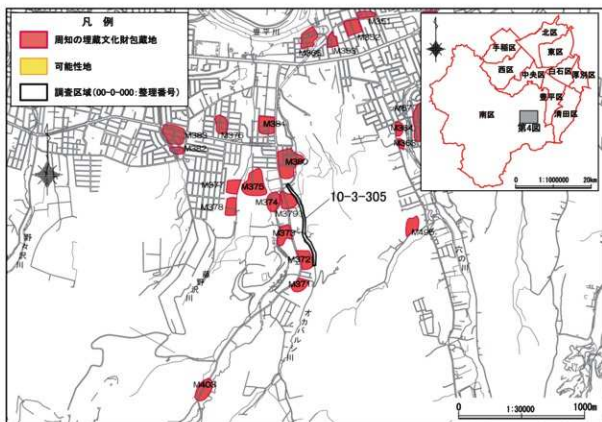
第1図 所在調査位置図(1)



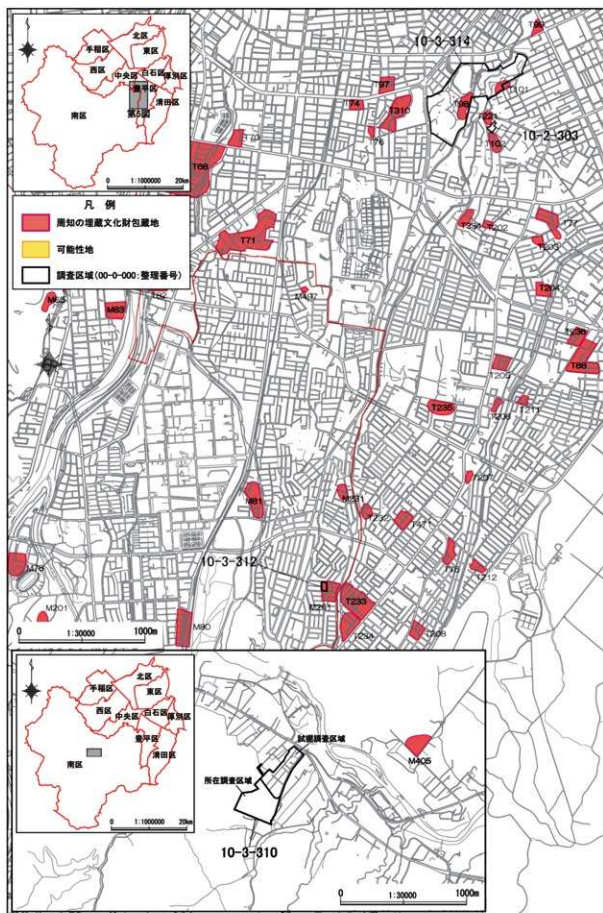
第2図 所在調査位置図(2)



第3図 所在調査位置図(3)



第4図 所在調査位置図(4)



第5図 所在調査位置図(5)

5 美園10～12条7～8丁目、月寒西2～3条4丁目：整理番号10-3-314（図版1G・1H、図版2A・2B）

事業地は、西岡台地の南西斜面および望月寒川によって西岡台地から切り離された独立丘に相当する。調査の結果、丘陵の稜線部や裾部では支笏火砕流堆積物に起因する土層が現地地表付近で検出されたのに対し、丘陵の斜面では腐植に富んだ黒色粘土質シルト、黒褐色粘土質シルト等が厚さ0.2～1.4m程で確認された。周知の埋蔵文化財包蔵地T98遺跡に該当する範囲では、地表下0.9mの黒色粘土質シルト層から、縄土器や黒曜石が発見された。この調査結果を北海道教育委員会に報告したところ、周知の埋蔵文化財包蔵地T98遺跡、T101遺跡に該当する範囲については試掘調査が必要であるが、その他の範囲については工事に着手して差し支えない旨の回答が出された。

6 曙11条2丁目：整理番号09-2-326（図版2C）

事業地は、石狩海岸砂丘と紅葉山砂丘との間に広がる花畔砂堤列地帯の南西端に相当する。調査の結果、厚さ0.3～0.6m程の盛土下位には旧表土と考えられる褐色または暗赤灰色の粘土質シルトが認められ、それらの下位に砂堤帯を構成したと考えられる細砂が検出されたが、遺構・遺物は発見されなかった。この調査結果を受けて、札幌市教育委員会から事業者に対して、本事業については、工事に着手して差し支えない旨の回答を行った。

7 月寒西4条6丁目：整理番号10-2-303（図版2D）

事業地は、西岡台地の西端部に相当し、望月寒川から直線距離で約120mの立地である。調査の結果、自然堆積層が認められた調査坑ではいずれも支笏火砕流堆積物に起因する土層が確認されたが、遺構・遺物は発見されなかった。この調査結果を受けて、札幌市教育委員会から事業者に対して、本事業については、周知の埋蔵文化財包蔵地T102遺跡に該当する範囲については慎重工事、T102遺跡に該当しない範囲については工事に着手して差し支えない旨の回答を行った。

8 拓北3条2丁目：整理番号10-2-304（図版2E・2F）

事業地は、札幌北東部の沖積平野に相当し、篠路拓北川から直線距離で約170mの立地である。調査の結果、事業地の西側では盛土のみが認められ、東側では盛土の下位で自然堆積層が検出されたものの、遺構・遺物は発見されなかった。この調査結果を受けて、札幌市教育委員会から事業者に対して、本事業については、工事に着手して差し支えない旨の回答を行った。

9 東苗穂8条2丁目：整理番号10-2-311（図版2G・2H）

事業地は、札幌北東部の沖積平野に相当し、豊平川から直線距離で約1.2kmの立地である。調査の結果、事業地の北東側では水分が多く腐植が進んでいない泥炭質の黒色粘土質シルトや灰黄褐色粘土質シルトが検出されたが、遺構・遺物は発見されなかった。南西側では盛土のみが確認された。この調査結果を受けて、札幌市教育委員会から事業者に対して、本事業については、工事に着手して差し支えない旨の回答を行った。

第3章 試掘調査

第1節 試掘調査の方法

試掘調査は、開発事業等の計画地内に、周知の埋蔵文化財包蔵地、隣接地、及び可能性地が所在し、埋蔵文化財の有無、所在の範囲、内容等を把握する必要がある場合、また、事業地で実施した所在調査において埋蔵文化財の所在が確認されたが、その範囲及び内容等が十分把握されていない場合、さらに、事業地内に周知の埋蔵文化財包蔵地、隣接地、及び可能性地は所在しないが、地形及び地質、過去の航空写真等の情報から判断して埋蔵文化財が発見される可能性が極めて高い場合に実施するものである。

調査は、事業地内に、10～40mおきに1×3m（3m²）を基本とする試掘坑を掘削し、埋蔵文化財の有無を確認するとともに、周辺における既往の諸調査の成果を十分に踏まえ、埋蔵文化財の範囲・深さ・内容を把握するものである。

調査に際しては、2点の敷地境界杭を使用して、X軸・Y軸からなる任意の方眼を設定した。方眼のX軸とY軸との関係は数学系座標と同様であり、座標原点からX軸、Y軸それぞれ10mごとにアラビア数字で2桁の番号をつけ、X軸とY軸との交点を「X軸番号-Y軸番号」の順で表記することとした。2桁の番号は、座標原点からの距離（m）の百の位と十の位を表す。試掘坑は、基本的に、このX軸とY軸との交点付近に設定し、「Test Trench」の略語である「TT」に「X軸番号-Y軸番号」を付し各試掘坑名とした（例：「TT01-01」）。ただし、試掘坑数が少数の場合等は、「TT」に3桁の番号を付し試掘坑名とした（例：「TT001」）。

試掘坑の掘削については、事業地内に盛土がある場合や埋蔵文化財が0.5m以上の深さに存在すると予想される場合には、重機により盛土の掘削を行い、無遺物層についてもできる限り重機による掘削を実施した。埋蔵文化財包含層または包含層と予想される土層については、人力による掘削を実施し、埋蔵文化財の確認に努めた。掘削深度が1.5m以上になる場合や軟弱地盤の場合には、安全対策のため土留めを設置した。

調査の記録は、事業地の現況、調査の状況、試掘坑の土層断面について、デジタルカメラで記録するとともに、事業地の範囲、試掘坑の位置、試掘坑の土層断面について、トータルステーションを使用して測量し、三次元のデータとして記録した。埋蔵文化財を発見した場合も、すべての遺構・遺物について、原則としてトータルステーションを使用して測量を行った。

測量に際しては、2点の敷地境界杭を使用して任意に設定した方眼を利用し、標高は、事業地近くの三角点ないしは札幌市公共基準点からレベル移動を行った。

トータルステーションで測量した三次元データは、パーソナル・コンピューターに取り込み、データ管理ソフトを用いて一元的に管理した。試掘坑の配置図及び各試掘坑の断面図は、CAD化したデータをもとに、「Adobe Illustrator」を用いて作図した。

デジタルカメラで撮影した現場写真は、パーソナル・コンピューターに取り込み一元的に管理した。また、発見した遺物についても、35mmデジタル一眼レフカメラを使用して撮影し、パーソナル・コンピューターに取り込んで一元的な管理を行った。

第2表 平成22年度試掘調査一覧

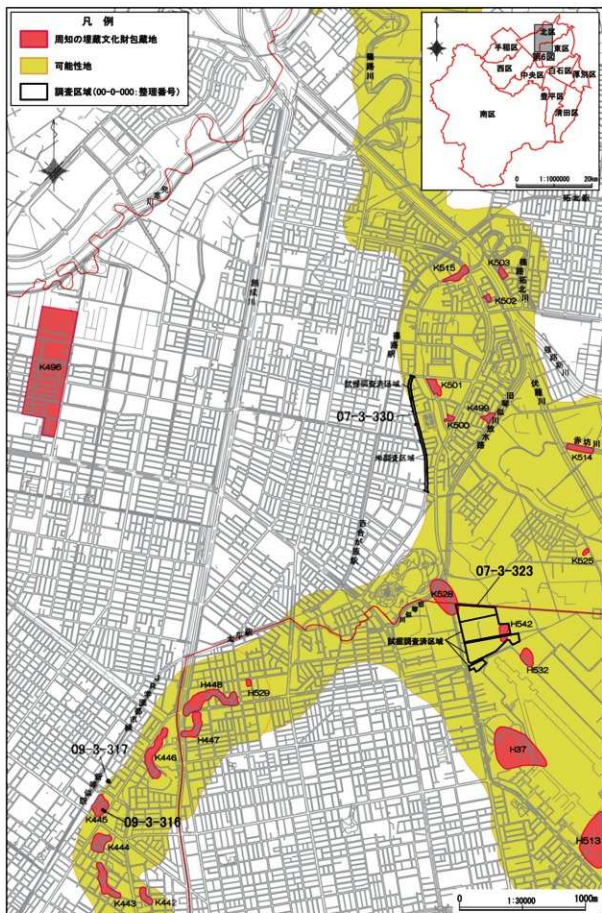
通し番号	整理番号	周知の埋蔵文化財包蔵地	所在地	調査面積 (㎡)	事業者	事業種別	調査後措置
1	07-3-323	K528遺跡	札幌市東区丘珠町、梁町	30,090.00	札幌市	緑地造成	慎重工事 工事着手可
2	07-3-330	周知外 (可能性地)	札幌市北区藤路2条8丁目～ 北区百合が原10丁目	3,820.00	札幌市	道路改良	工事着手可 未調査区域
3	09-3-314	周知外 (可能性地)	札幌市中央区北2条西12丁目	3,351.78	札幌市	建物解体	工事着手可
4	09-3-315	K39遺跡	札幌市北区北19条西11丁目	169.43	独立行政法人	その他開発	慎重工事
5	09-3-316	K445遺跡	札幌市北区新琴似8条1丁目	388.26	札幌市	宅地造成	慎重工事
6	09-3-317	周知外 (可能性地)	札幌市北区新琴似9条1丁目	441.54	札幌市	宅地造成	工事着手可
7	09-3-318	周知外 (可能性地)	札幌市東区北8条東11丁目	1,256.70	札幌市	その他建物	工事着手可
8	09-3-319	周知外 (可能性地)	札幌市東区伏古1条2丁目	1,207.77	札幌市	宅地造成	工事着手可
9	09-3-320	周知外 (S83遺跡隣接地)	札幌市白石区平和通10丁目北	3,487.30	札幌市	宅地造成	工事着手可
10	10-3-303	周知外 (N154遺跡隣接地)	札幌市西区二十四軒1条5丁目	686.19	札幌市	その他開発	工事着手可
11	10-3-306	周知外 (大規模開発)	札幌市北区北9条西1丁目	11,114.00	札幌市	学校	工事着手可
12	10-3-307	周知外 (大規模開発)	札幌市手稲区富丘3条5丁目	33,836.00	札幌市	学校	工事着手可
13	10-3-308	周知外 (大規模開発)	札幌市南区新川5条14丁目	9,000.00	札幌市	学校	工事着手可 未調査区域
14	10-3-310	周知外 (大規模開発)	札幌市南区小金湯	54,200.00	札幌市	公園造成	工事着手可
15	10-3-311	周知外 (S228遺跡隣接地)	札幌市白石区北郷4条4丁目	1,918.01	札幌市	宅地造成	工事立会
16	09-2-327	K439遺跡	札幌市北区北30条西11丁目	136.77	民間個人	個人住宅	工事立会 現状保存
17	10-2-301	K439遺跡	札幌市北区北30条西11丁目	136.78	民間個人	個人住宅	工事立会 現状保存
18	10-2-302	N434遺跡	札幌市西区八軒9条東5丁目	5,723.00	民間法人	その他建物	工事立会 工事着手可
19	10-2-305	N434遺跡	札幌市西区八軒8条東5丁目	132.24	民間個人	個人住宅	慎重工事 工事着手可
20	10-2-306	K436遺跡	札幌市北区北25条西13丁目	196.35	民間個人	個人住宅	慎重工事 工事着手可
21	10-2-307	C420遺跡	札幌市中央区北6条西12丁目	125.67	民間個人	個人住宅	慎重工事 工事着手可
22	10-2-308	C420遺跡	札幌市中央区北6条西12丁目	81.82	民間個人	個人住宅	慎重工事 工事着手可

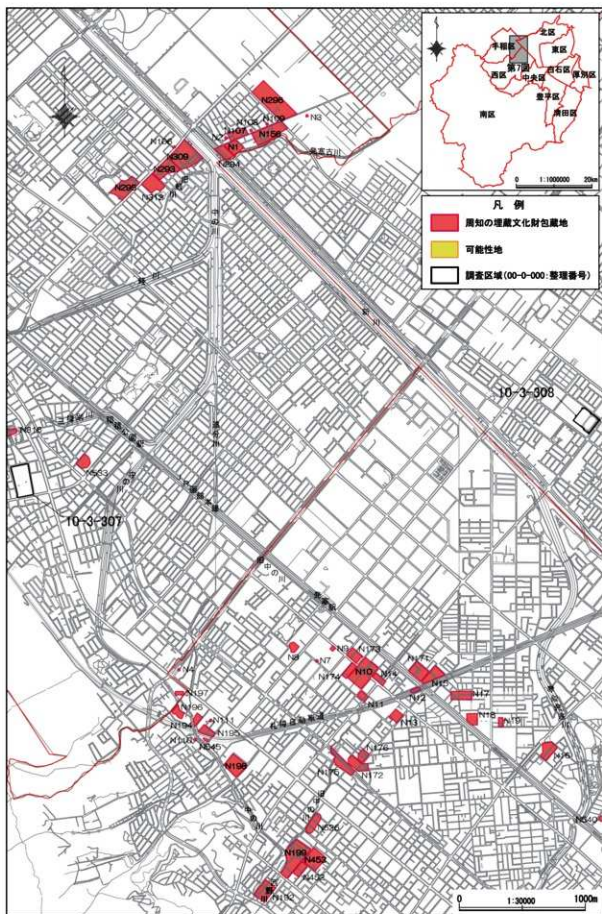
第2節 試掘調査の概要

平成22年度に実施した試掘調査は22件であり、調査対象面積は約161,500㎡であった。試掘調査の一覧を第2表として、試掘調査の実施位置を第6～10図として掲載したので、参照願いたい。

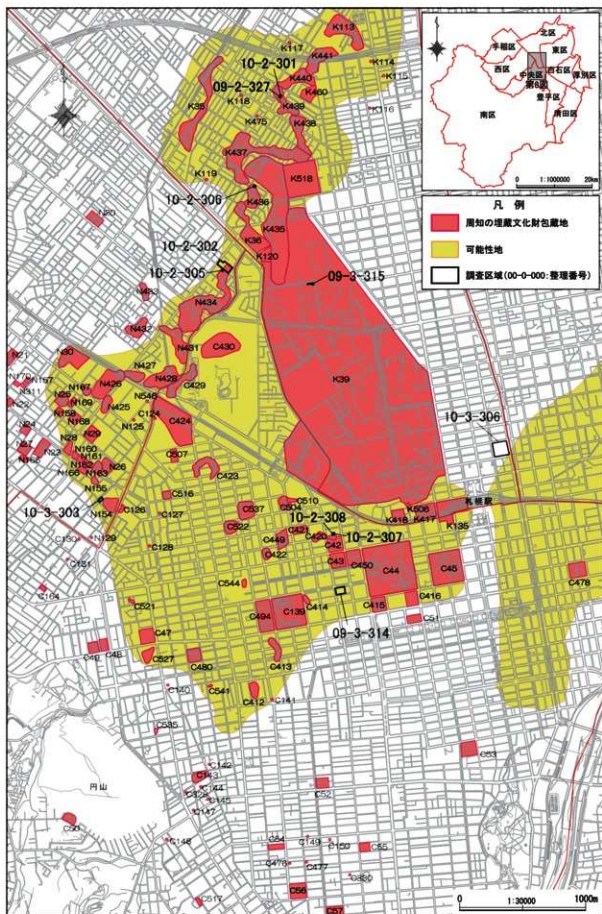
事業の内訳は、公共事業15件（札幌市14件、独立行政法人1件）、民間事業7件（法人組織1件、個人6件）であり、このうち協議から調査の段階で周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する事業が10件、隣接地に該当する事業が3件、可能性地に該当する事業が5件、大規模開発に該当する事業が4件であった。事業地の立地については、扇状地及び沖積低地に位置するものが多く、南東部の台地や西部の山地、西部の山麓付近に位置するものも含まれていた。

これらの事業に伴う試掘調査の結果、周知の埋蔵文化財包蔵地K439遺跡に該当する2件の事業（整理番号09-2-327、10-2-301）については、事業地で埋蔵文化財が発見されたものの、遺構の残存状況が良好でないことなどから、調査後の措置としては、掘削工事が行われる範囲は工事立会、それ以外が現状保存となった。周知の埋蔵文化財包蔵地N434遺跡に該当する1件の事業（整理番号10-2-302）

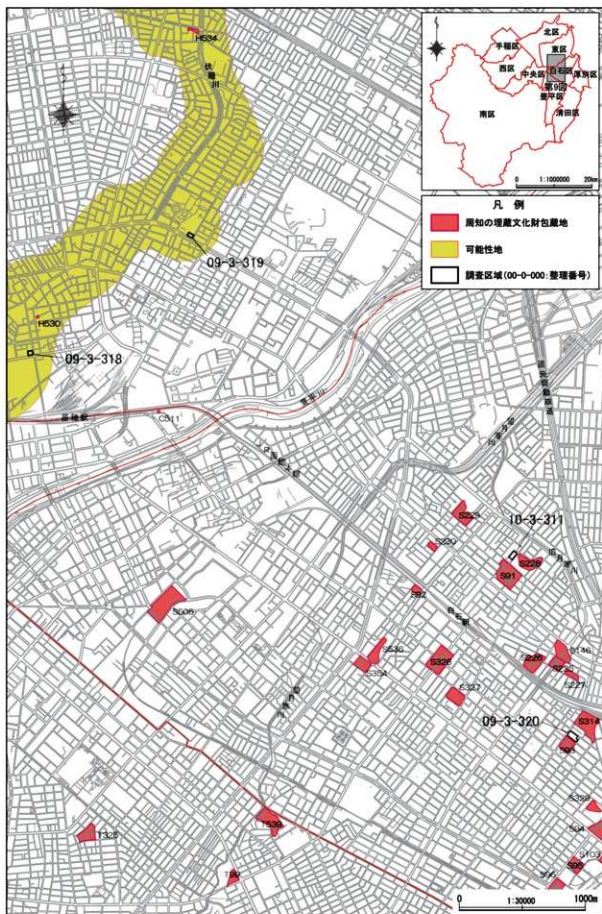




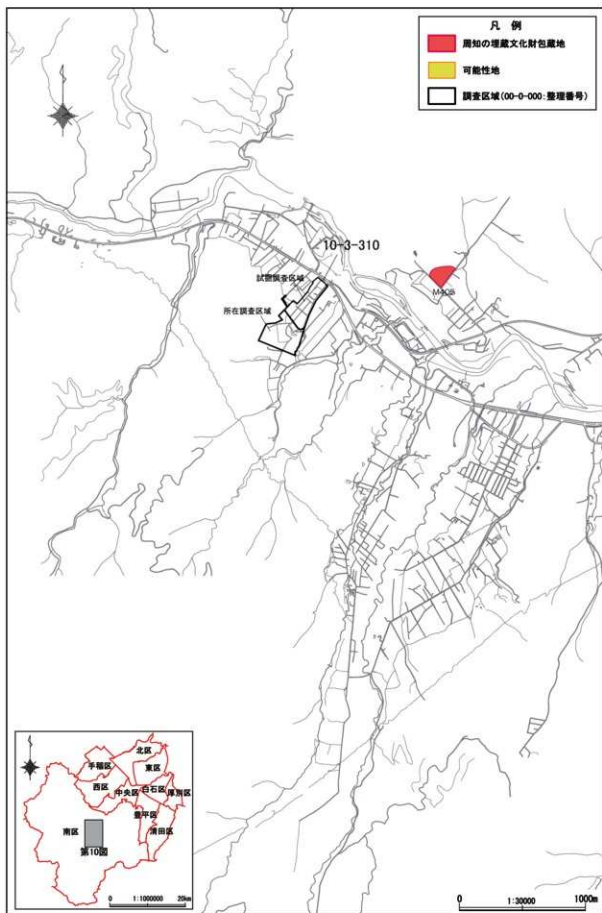
第7図 試掘調査位置図(2)



第8図 試掘調査位置図(3)



第9図 試掘調査位置図(4)



第10図 試掘調査位置図(5)

についても、事業地の一部で埋蔵文化財が発見されたものの、包含層は残存していなかったことなどから、調査後の措置は工事立会となった。周知の埋蔵文化財包蔵地K528遺跡に該当する事業（整理番号07-3-323）については、事業地の一部で埋蔵文化財が発見されたものの、極めて微量だったことから、調査後の措置は慎重工事となった。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地S228遺跡の隣接地に該当する事業（整理番号10-3-311）に伴う試掘調査では、事業地の一部で埋蔵文化財が発見されたことから、包蔵地範囲の拡張について周知資料の記載内容の変更を平成22年度内に行う予定である。調査後の措置は、工事立会となった。

この他の周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する事業については、調査後の措置として慎重工事を求めることとなり、隣接地、可能性地、及び大規模開発に該当する事業については、工事に着手して差し支えないものと判断された。

第3節 試掘調査の成果

1 K528遺跡：整理番号07-3-323（第11・12図、図版3）

丘珠空港滑走路北西側で緩衝緑地帯としての公園緑地整備計画が策定され、事業地は「札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図」（平成17年10月31日発行版）に示された「埋蔵文化財が発見される可能性が高い地区」に該当することから、土木工事施工前に埋蔵文化財の取扱について協議することが望ましいものと判断された。これを受けて、「埋蔵文化財保護のための事前協議について」が北海道教育委員会に提出され、北海道教育委員会から札幌市教育委員会に対し試掘調査の実施について依頼がなされた。これに基づき、平成19年度に5日間、平成20年度、平成21年度にそれぞれ7日間の日程で1次～3次試掘を実施し（札幌市観光文化局文化財課埋蔵文化財係編2009、同2010）、平成22年度は11日間の日程で4次試掘を実施したものである。

事業地は札幌市東区丘珠町～栄町に所在し、地形的には伏龍川左岸に広がる沖積低地に相当する。4次試掘は、烈々布区界通線に面した事業地北側を調査対象とし、135箇所の試掘坑を設定して実施した。調査の結果、2次試掘で確認された擦文時代の包含層に対応する土層が検出された。3次試掘では、当該土層がH542遺跡から北西に向かって緩やかに傾斜していることが確認されたが、その傾向は今年度の試掘調査区域にも認められ、TT04-45の北西約20mからTT14-51の北西約10mを結ぶラインがもっとも低いことが判明した。そこから北西側へは再び標高が上がり、K528遺跡に至る。4次試掘では、TT02-05で土器が1点出土した以外、遺構・遺物は発見されなかった。土器は、擦文土器の甕の破片資料である。

4次試掘の結果を北海道教育委員会に報告したところ、周知の埋蔵文化財包蔵地K528遺跡に該当する範囲については慎重に工事を施工する必要があり、その他の範囲については工事に着手して差し支えない旨の回答が出された。

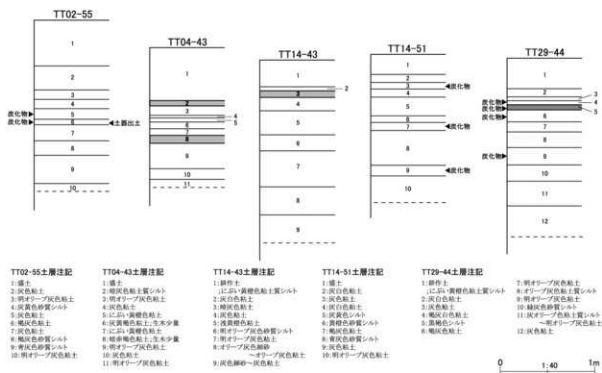
2 篠路2条8丁目～北区百合が原10丁目：整理番号07-3-330（第13・14図、図版4）

百合が原公園北側で烈々布幹線の地盤改良工事・道路改良工事が計画され、事業地は「札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図」（平成17年10月31日発行版）に示された「埋蔵文化財が発見される可能性が高い地区」に該当することから、土木工事施工前に埋蔵文化財の取扱について協議することが望ましいものと判断された。これを受けて、「埋蔵文化財保護のための事前協議について」が北海道教育委員会に提出され、北海道教育委員会から札幌市教育委員会に対し試掘調査の実施について依頼がなされた。



第11図 整理番号07-3-323 試掘調査実施箇所

標高4.500m

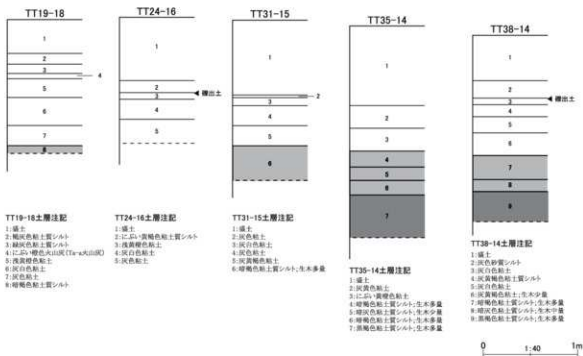


第12図 整理番号07-3-323 試掘調査土層断面模式図



第13図 整理番号07-3-330 試掘調査実施箇所

標高4.000m



第14図 整理番号07-3-330 試掘調査土層断面模式図

これに基づき、平成20年度に1日の日程で1次試掘を実施し（札幌市観光文化局文化財課埋蔵文化財係編2009）、平成22年度も1日の日程で2次試掘を実施したものである。

事業地は、札幌北東部の沖積平野に相当し、伏籠川の左岸に立地する。2次試掘は、1次試掘区域の南側を調査対象とし、9箇所の試掘坑を設定して実施した。調査の結果、いずれの試掘坑でも厚さ0.35～0.95m程の盛土下位に自然堆積層が確認され、礫が2点出土したが、明確な遺構・遺物は発見されなかった。1次試掘ではすべての試掘坑で樽前a降下火山灰（Ta-a火山灰）が検出されたが、2次試掘では北端のTT19-18のみで認められた。また、1次試掘では、現地表面から深さ1.40～1.70mで検出されていた生木を含む泥炭質土層が、2次試掘では深さ1.25～1.45mで確認された。

2次試掘の結果を北海道教育委員会に報告したところ、試掘調査が終了した区域については工事に着手して差し支えないが、事業地南側の未調査区域については、あらためて試掘調査を実施する必要がある旨の回答が出された。

3 北2条西12丁目：整理番号09-3-314（第15・16図、図版5）

札幌市旧中央図書館、付属車庫・書庫の解体、敷地内の基礎撤去が計画され、事業地は『札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図』（平成21年8月31日発行版）に示された「埋蔵文化財が発見される可能性が高い地区」に該当することから、土木工事施工前に埋蔵文化財の取扱いについて協議することが望ましいものと判断された。これを受けて、「埋蔵文化財保護のための事前協議について」が北海道教育委員会に提出され、北海道教育委員会から札幌市教育委員会に対し試掘調査の実施について依頼がなされた。これに基づき、平成22年度に2日間の日程で試掘調査を実施したものである。

事業地は、豊平川扇状地扇端部に立地する。試掘調査は、残存する各種建物を避け、25箇所の試掘坑を設定して実施した。調査の結果、いずれの試掘坑でも厚さ0.5～2.2m程の盛土、耕作土下位で自然堆積層が確認されたが、遺構・遺物は発見されなかった。大半の試掘坑で現地表面から深さ1.1～2.2mで礫層が検出され、礫層の検出レベルは、東側で高く、北西側で低い傾向が認められた。

この調査結果を北海道教育委員会に報告したところ、本事業については工事に着手して差し支えない旨の回答が出された。

4 K39遺跡：整理番号09-3-315（第17・18図、図版6）

札幌市北区北19条西11丁目の北海道立総合研究機構敷地に太陽光発電パネル設置が計画され、事業地が『札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図』（平成21年8月31日発行版）に示された周知の埋蔵文化財包蔵地K39遺跡に該当することから、「埋蔵文化財保護のための事前協議について」が北海道教育委員会に提出され、北海道教育委員会から札幌市教育委員会に対し試掘調査の実施について依頼がなされた。これに基づき、平成22年度に1日の日程で試掘調査を実施したものである。

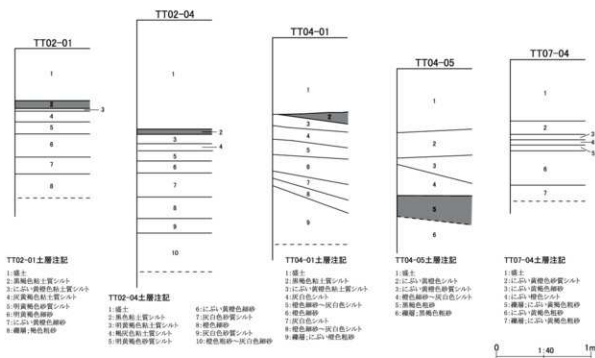
事業地は、札幌北東部の沖積平野に立地する。試掘調査は、事業地全体に7箇所の試掘坑を設定して実施した。調査の結果、事業地西側では厚さ0.8m程の盛土、耕作土下位から自然堆積層が確認された。事業地東端では、厚さ0.8～1.4m程の盛土、耕作土下位から、自然堆積層が東側に落ち込む地形が認められ、埋没河川の一部と判断される。自然堆積層から遺構・遺物は発見されなかった。

この調査結果を北海道教育委員会に報告したところ、本事業については、慎重に工事を施工する必要がある旨の回答が出された。



第15図 整理番号09-3-314 試掘調査実施箇所

標高17.500m

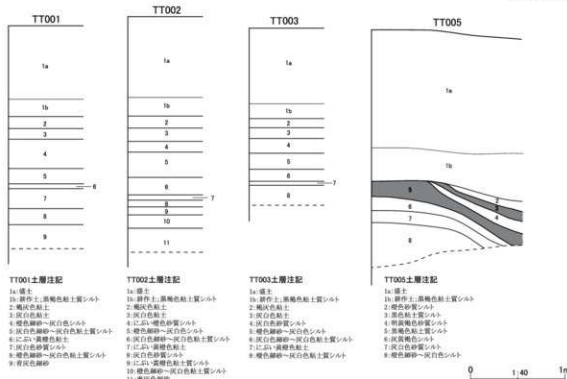


第16図 整理番号09-3-314 試掘調査土層断面模式図



第17図 整理番号09-3-315 試掘調査実施箇所

標高12,000m



第18図 整理番号09-3-315 試掘調査土層断面模式図

5 K445遺跡：整理番号09-3-316（第19・20図、図版7）

札幌市北区新琴似8条1丁目に所在する市有地で宅地造成工事が計画され、事業地は「札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図」（平成21年8月31日発行版）に示された周知の埋蔵文化財包蔵地K445遺跡に該当することから、「埋蔵文化財保護のための事前協議について」が北海道教育委員会に提出され、北海道教育委員会から札幌市教育委員会に対し試掘調査の実施について依頼がなされた。これを受けて、平成22年度に1日の日程で試掘調査を実施したものである。

事業地は、札幌北東部の沖積平野に立地し、かつての「シノロ」川（山田 1965）流域に相当する。明治29年に陸軍省陸地測量部が製版した地形図「北海道假製五万分一 圖札幌第十號 札幌」（以下「明治29年版地形図」）に示されている「シノロ」川から事業地までは、直線距離で約100mである。試掘調査は、事業地全体に8箇所の試掘坑を設定して実施した。調査の結果、いずれの試掘坑でも厚さ0.5～1.2m程の盛土下位で自然堆積層が確認されたが、遺構・遺物は発見されなかった。

この調査結果を北海道教育委員会に報告したところ、本事業については、慎重に工事を施工する必要がある旨の回答が出された。

6 新琴似9条1丁目：整理番号09-3-317（第21・22図、図版8）

札幌市北区新琴似9条1丁目に所在する市有地で宅地造成工事が計画され、事業地は「札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図」（平成21年8月31日発行版）に示された「埋蔵文化財が発見される可能性が高い地区」に該当することから、土木工事施工前に埋蔵文化財の取扱について協議することが望ましいものと判断された。これを受けて、「埋蔵文化財保護のための事前協議について」が北海道教育委員会に提出され、北海道教育委員会から札幌市教育委員会に対し試掘調査の実施について依頼がなされた。これに基づき、平成22年度に1日の日程で試掘調査を実施したものである。

事業地は、明治29年版地形図に示された「シノロ」川から直線距離で約140mの立地である。試掘調査は、事業地全体に7箇所の試掘坑を設定して実施した。調査の結果、いずれの試掘坑でも厚さ0.4～0.7mの盛土下位で自然堆積層が検出されたが、遺構・遺物は発見されなかった。

この調査結果を北海道教育委員会に報告したところ、本事業については工事に着手して差し支えない旨の回答が出された。

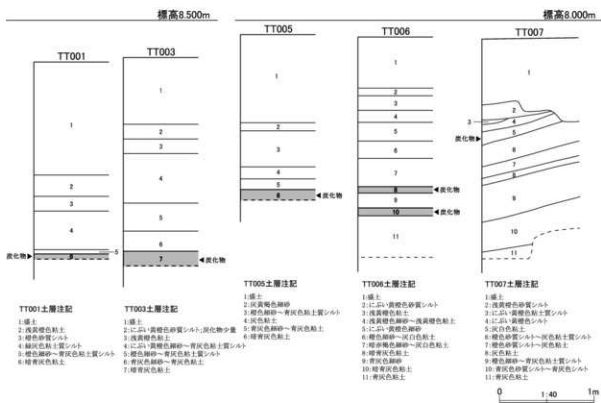
7 北8条東11丁目：整理番号09-3-318（第23・24図、図版9A～9D）

札幌市東区北8条東11丁目に所在する市有地で消防出張所庁舎新築工事が計画され、事業地は「札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図」（平成21年8月31日発行版）に示された「埋蔵文化財が発見される可能性が高い地区」に該当することから、土木工事施工前に埋蔵文化財の取扱について協議することが望ましいものと判断された。これを受けて、「埋蔵文化財保護のための事前協議について」が北海道教育委員会に提出され、北海道教育委員会から札幌市教育委員会に対し試掘調査の実施について依頼がなされた。これに基づき、平成22年度に1日の日程で試掘調査を実施したものである。

事業地は、豊平川扇状地の北東端とその北に広がる沖積平野の境界部に相当し、明治29年版地形図では、伏龍川の上流部が事業地の西約50mを北流している。試掘調査は、事業地全体に10箇所の試掘坑を設定して実施した。調査の結果、いずれの試掘坑でも厚さ0.5～1.4m程の盛土が認められ、その下位で自然堆積層が検出されたが、遺構・遺物は発見されなかった。6箇所の試掘坑で発見された樽前a降下火山灰（Ta-a火山灰）の検出レベルを比較すると、北東から南西方向に傾斜する地形が認められ、



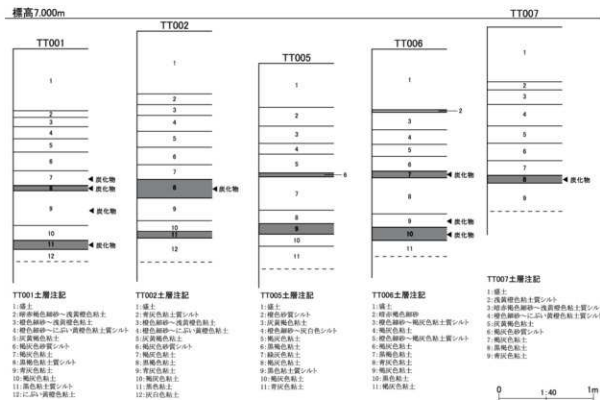
第19図 整理番号09-3-316 試掘調査実施箇所



第20図 整理番号09-3-316 試掘調査土層断面模式図



第21図 整理番号09-3-317 試掘調査実施箇所



第22図 整理番号09-3-317 試掘調査土層断面模式図

その下位から検出される砂礫層もそれに対応していた。

この調査結果を北海道教育委員会に報告したところ、本事業については工事に着手して差し支えない旨の回答が出された。

8 伏古1条2丁目：整理番号09-3-319（第25・26図、図版9E～9H）

札幌市東区伏古1条2丁目に所在する市有地で宅地造成工事が計画され、事業地は『札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図』（平成21年8月31日発行版）に示された「埋蔵文化財が発見される可能性が高い地区」に該当することから、土木工事施工前に埋蔵文化財の取扱について協議することが望ましいものと判断された。これを受けて、「埋蔵文化財保護のための事前協議について」が北海道教育委員会に提出され、北海道教育委員会から札幌市教育委員会に対し試掘調査の実施について依頼がなされた。これに基づき、平成22年度に1日の日程で試掘調査を実施したものである。

事業地は、札幌北東部の沖積平野に立地する。明治29年版地形図や昭和29年撮影の航空写真では、事業地付近を蛇行する伏龍川が認められる。試掘調査は、事業地全体に8箇所の試掘坑を設定した。調査の結果、いずれの試掘坑でも盛土が厚く認められ、TT005とTT008のみ下位に自然堆積層が検出されたが、遺構・遺物は発見されなかった。

この調査結果を北海道教育委員会に報告したところ、本事業については工事に着手して差し支えない旨の回答が出された。

9 平和通10丁目北：整理番号09-3-320（第27・28図、図版10）

札幌市白石区平和通10丁目北に所在する市有地で宅地造成工事が計画され、事業地は『札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図』（平成21年8月31日発行版）に示された周知の埋蔵文化財包蔵地S93遺跡の隣接地に該当することから、土木工事施工前に埋蔵文化財の取扱について協議することが望ましいものと判断された。これを受けて、「埋蔵文化財保護のための事前協議について」が北海道教育委員会に提出され、北海道教育委員会から札幌市教育委員会に対し試掘調査の実施について依頼がなされた。これに基づき、平成22年度に2日間の日程で試掘調査を実施したものである。

事業地は、西岡台地の北端部に立地し、事業地の東500mには月寒川が北流している。試掘調査は、事業地全体に20箇所の試掘坑を設定して実施した。調査の結果、大半の試掘坑で厚さ0.2～0.4m程度の耕作土が認められ、その下位で自然堆積層が検出されたが、遺構・遺物は発見されなかった。自然堆積層は、支笏軽石流堆積物に起源が求められる火山灰が主体で、多くが南東側に傾斜していた。

この調査結果を北海道教育委員会に報告したところ、本事業については工事に着手して差し支えない旨の回答が出された。

10 二十四軒1条5丁目：整理番号10-3-303（第29・30図、図版11）

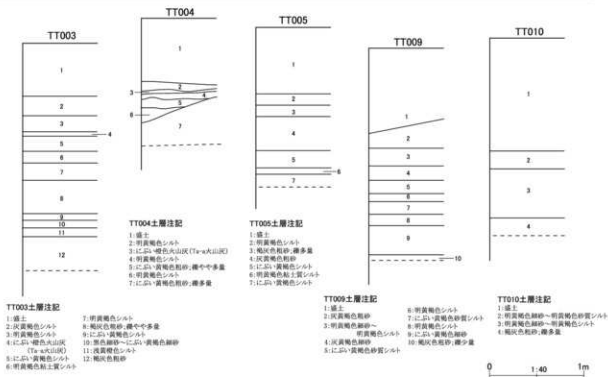
札幌市西区二十四軒1条5丁目に所在する市有地で整地工事が計画され、事業地は『札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図』（平成21年8月31日発行版）に示された周知の埋蔵文化財包蔵地N154遺跡の隣接地に該当することから、土木工事施工前に埋蔵文化財の取扱について協議することが望ましいものと判断された。これを受けて、「埋蔵文化財保護のための事前協議について」が北海道教育委員会に提出され、北海道教育委員会から札幌市教育委員会に対し試掘調査の実施について依頼がなされた。これに基づき、平成22年度に1日の日程で試掘調査を実施したものである。

事業地は、琴似川扇状地に立地する。明治29年版地形図では、事業地の東約110m、北西側約190m



第23図 整理番号09-3-318 試掘調査実施箇所

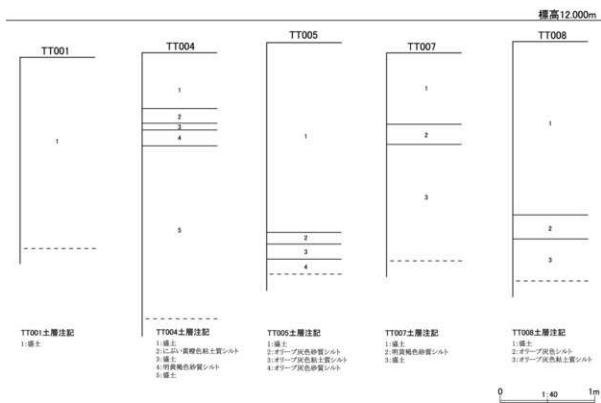
標高14.500m



第24図 整理番号09-3-318 試掘調査土層断面模式図



第25図 整理番号09-3-319 試掘調査実施箇所

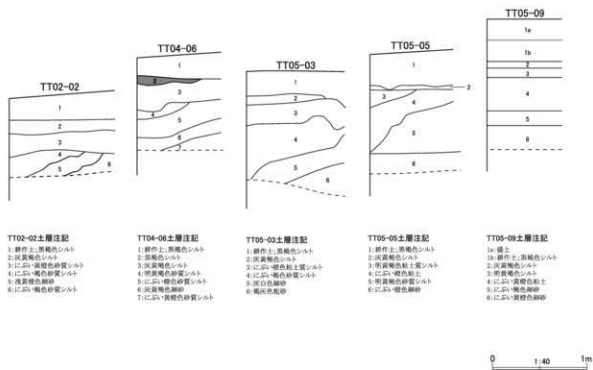


第26図 整理番号09-3-319 試掘調査土層断面模式図



第27図 整理番号09-3-320 試掘調査実施箇所

標高18.000m



第28図 整理番号09-3-320 試掘調査土層断面模式図

に藻岩山を源とする河川が示されており、それらに挟まれた立地だったことがわかる。試掘調査は、事業地全体に8箇所の試掘坑を設定して実施した。調査の結果、いずれの試掘坑でも厚さ0.8~1.2m程の盛土下位で自然堆積層が検出されたが、遺構・遺物は発見されなかった。東側に傾斜する土層が認められたことや、東側の試掘坑でのみ生木が含まれる粗砂・細砂層が確認されたことから、事業地の東側に存在したと考えられる河川の影響を受けて形成された地形と推測される。

この調査結果を北海道教育委員会に報告したところ、本事業については工事に着手して差し支えない旨の回答が出された。

11 北9条西1丁目：整理番号10-3-306（第31・32図、図版12）

市内の小中学校では、建物の老朽化が進んでいることから、改築工事が順次予定されており、市立北九条小学校でも、平成24年度から校舎改築・校舎解体、グラウンド造成工事を実施する計画が策定された。本事業は、事業面積が10,000㎡を超える大規模開発に相当することから、土木工事施工前に埋蔵文化財の取扱いについて協議することが望ましいものと判断された。これを受けて、「埋蔵文化財保護のための事前協議について」が北海道教育委員会に提出され、北海道教育委員会から札幌市教育委員会に対し試掘調査の実施について依頼がなされた。これに基づき、平成22年度に3日間の日程で試掘調査を実施したものである。

事業地は、豊平川扇状地の北端とその北に広がる沖積平野の境界部に立地する。試掘調査は、グラウンド全体に24箇所の試掘坑を設定して実施した。調査の結果、いずれの試掘坑でも厚さ0.6~1.1m程の盛土下位で自然堆積層が検出されたが、遺構・遺物は発見されなかった。盛土が薄い場所では自然堆積層が良好に残存し、上位に黒褐色粘土質シルト層が認められる。下位では橙色細砂、灰白色シルトの互層が主体的で、河川の氾濫原堆積層と理解できる。

この調査結果を北海道教育委員会に報告したところ、本事業については工事に着手して差し支えない旨の回答が出された。

12 富丘3条5丁目：整理番号10-3-307（第33・34図、図版13）

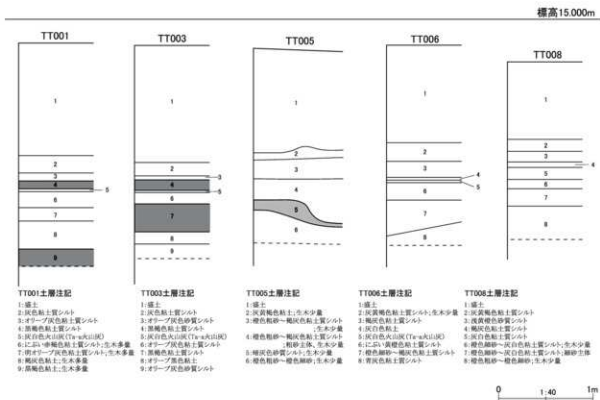
市内の小中学校では、建物の老朽化が進んでいることから、改築工事が順次予定されており、市立手稲中学校でも、平成24年度から校舎改築・校舎解体、グラウンド造成工事を実施する計画が策定された。本事業は、事業面積が10,000㎡を超える大規模開発に相当することから、土木工事施工前に埋蔵文化財の取扱いについて協議することが望ましいものと判断された。これを受けて、「埋蔵文化財保護のための事前協議について」が北海道教育委員会に提出され、北海道教育委員会から札幌市教育委員会に対し試掘調査の実施について依頼がなされた。これに基づき、平成22年度に3日間の日程で試掘調査を実施したものである。

事業地は、手稲山山麓の丘陵地帯に立地する。試掘調査は、グラウンド全体に30箇所の試掘坑を設定して実施した。調査の結果、いずれの試掘坑でもグラウンド造成用の盛土が現地表面に認められ、事業地北隅から南隅を結ぶライン上では、盛土下位に厚さ0.2~0.4m程の黒色土層が西から東へ傾斜して検出された。黒色土層は、本来は事業地全体に堆積していたと考えられるが、事業地西側は切り土され、盛土直下には人頭大の礫を多量に含むにぶい黄褐色細砂等が認められた。逆に、事業地東側は厚く盛土され、自然堆積層まで掘削が及ばなかった。自然堆積層から遺構・遺物は発見されなかった。

この調査結果を北海道教育委員会に報告したところ、本事業については工事に着手して差し支えない旨の回答が出された。



第29図 整理番号10-3-303 試掘調査実施箇所

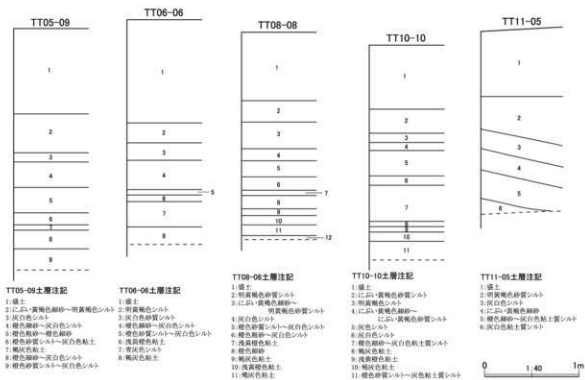


第30図 整理番号10-3-303 試掘調査土層断面模式図



第31図 整理番号10-3-306 試掘調査実施箇所

標高16.000m



第32図 整理番号10-3-306 試掘調査土層断面模式図

13 新川5条14丁目：整理番号10-3-308（第35・36図、図版14）

札幌市北区新川5条14丁目に所在する北海道札幌新川高等学校で、河川貯留事業に伴うグランド改修工事が計画され、本事業は、事業面積が10,000㎡を超える大規模開発に相当することから、土木工事施工前に埋蔵文化財の取扱について協議することが望ましいものと判断された。これを受けて、「埋蔵文化財保護のための事前協議について」が北海道教育委員会に提出され、北海道教育委員会から札幌市教育委員会に対し試掘調査の実施について依頼がなされた。これに基づき、平成22年度に4日間の日程で事業地北西側の試掘調査を実施したものである。

事業地は、札幌北東部の沖積平野に立地し、明治29年版地形図によれば、琴似発寒川が事業地の西約400mを北流していたことがわかる。今年度の試掘調査は、事業地の北西側に32箇所の試掘坑を設定して実施した。調査の結果、いずれの試掘坑でも厚さ0.8～1.1m程の盛土下位で自然堆積層が検出されたが、遺構・遺物は発見されなかった。自然堆積層は、上位には灰白色粘土質シルトの薄い間層を挟む暗褐色粘土質シルト層が検出され、下位にはグライ化した粘土層が主体的に認められた。

この調査結果を北海道教育委員会に報告したところ、試掘調査が終了した区域については工事に着手して差し支えないが、事業地南東側の未調査区域については、あらためて試掘調査を実施する必要がある旨の回答が出された。

14 小金湯：整理番号10-3-310（第37・38図、図版15）

札幌市南区小金湯に所在する市有地で緑地造成工事が計画され、本事業は、事業面積が10,000㎡を超える大規模開発に相当することから、土木工事施工前に埋蔵文化財の取扱について協議することが望ましいものと判断された。これを受けて、「埋蔵文化財保護のための事前協議について」が北海道教育委員会に提出され、北海道教育委員会から札幌市教育委員会に対し所在・試掘調査の実施について依頼がなされた。これに基づき、事業地の地形等を勘案し、急峻な斜面を含む事業地南側の舌状丘陵北東斜面68,366㎡は所在調査、北側の河岸段丘面54,200㎡は試掘調査を行うこととし、平成22年度にそれぞれ1日、2日間の日程で調査を実施したものである。

事業地は、札幌南西部の山間地に立地し、豊平川支流の一の沢川右岸の舌状丘陵北東斜面から豊平川右岸の河岸段丘に相当する。試掘調査は、試掘調査区域全体に24箇所の試掘坑を設定して実施した。調査の結果、大半の試掘坑で現地表面に厚く耕作土が認められ、その下位から自然堆積層が検出されたが、遺構・遺物は発見されなかった。試掘調査区域北東側では豊平川によって形成された沖積層が主体をなすのに対し、南西側は角礫を多く含む岩屑堆積の様相を強くする。前者の範囲は事業地北東からTT22-11付近までで、TT22-11では下位にそれ以北と同様の沖積層が認められ、上位には角礫が多く含まれる。礫は、試掘調査区域北東側では径5cm程で円磨度が高いものも含まれるが、TT14-32付近から南東側では径15cm程の角礫が主体的となる。また、TT22-03では、北東側への急な落ち込みが認められ、河岸段丘に起因する地形の可能性が考えられる。

この調査結果を所在調査結果と併せ北海道教育委員会に報告したところ、本事業については工事に着手して差し支えない旨の回答が出された。

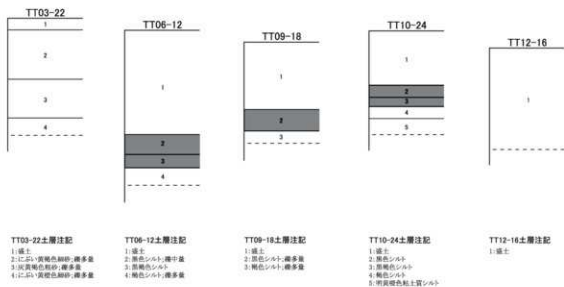
15 北郷4条4丁目：整理番号10-3-311（第39・40図、図版16）

札幌市白石区北郷4条4丁目に所在する市有地で宅地造成工事が計画され、事業地は「札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図」（平成21年8月31日発行版）に示された周知の埋蔵文化財包蔵地S228遺跡の隣接



第33図 整理番号10-3-307 試掘調査実施箇所

標高32.500m



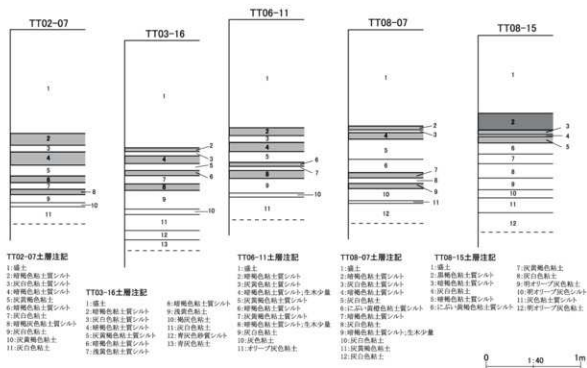
0 1:40 1m

第34図 整理番号10-3-307 試掘調査土層断面模式図



第35図 整理番号10-3-308 試掘調査実施箇所

標高6.500m



第36図 整理番号10-3-308 試掘調査土層断面模式図

地に該当したことから、土木工事施工前に埋蔵文化財の取扱について協議することが望ましいものと判断された。これを受けて、「埋蔵文化財保護のための事前協議について」が北海道教育委員会に提出され、北海道教育委員会から札幌市教育委員会に対し試掘調査の実施について依頼がなされた。これに基づき、平成22年度に1日の日程で試掘調査を実施したものである。

事業地は、西岡台地の北端部に相当し、事業地の北約190mを北西方向に流れる旧月寒川に向かって緩やかに傾斜する立地である。試掘調査は、事業地全体に9箇所の試掘坑を設定して実施した。調査の結果、いずれの試掘坑でも厚さ0.3～0.7m程の盛土、耕作土が認められ、その下位から自然堆積層が検出されたが、遺物は発見されなかった。自然堆積層は、上位で黒色・黒褐色粘土質シルト層が確認され、TT04-05では、樽前a降下火山灰（Ta-a火山灰）がその上面で部分的に検出された。下位には、支笏軽石流堆積物に起源が求められる灰白色・橙色の火山灰が認められた。

TT02-03では、火山灰層中に黒色粘土質シルトの落ち込みが確認されたため、周囲の攪乱を除去した結果、長軸2.15mの細長い輪郭が検出され、縄文時代のおとし穴（TP01）と判断した。ただし、上部はTT02-03の北側約30cm幅以外は破壊され、底面のみが残存している状態であった。

調査の結果について北海道教育委員会に報告したところ、本事業については、工事立会を実施する必要がある旨の回答が出された。また、周知の埋蔵文化財包蔵地S228遺跡は当初の範囲よりも西側に広がっていることが判明したことから、周知資料の記載内容について範囲の変更を平成22年度内を行う予定である。

16 K439遺跡：整理番号09-2-327（第41～46図、図版17～19）

札幌市北区北30条西11丁目で個人住宅の建設が計画され、事業地の一部が「札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図」（平成21年8月31日発行版）に示された周知の埋蔵文化財包蔵地K439遺跡に該当することから、土木工事施工前に「埋蔵文化財保護のための調整協議について」が札幌市教育委員会に提出され、試掘調査の実施について依頼がなされた。これを受けて、平成22年度に1日の日程で試掘調査を実施したものである。

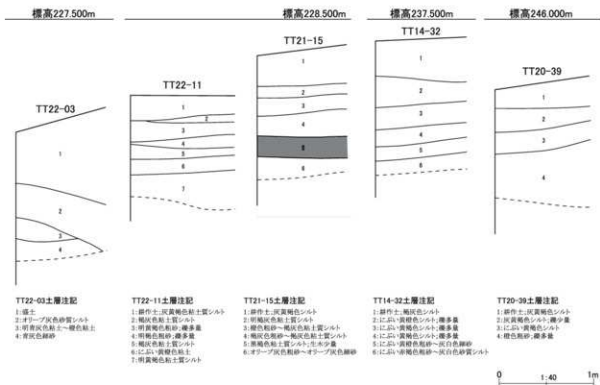
事業地は、札幌市北東部の沖積平野に立地する。かつて札幌中心部から篠路方面に北流していた「シノロ」川の左岸微高地上に位置し、昭和29年撮影の航空写真で見ると、本事業地と「シノロ」川の距離は、直線で20m程である。試掘調査は、事業地全体に6箇所の試掘坑を設定して実施した。調査の結果、いずれの試掘坑でも厚さ0.2～0.6m程の盛土下位に自然堆積層が認められたが、旧建物の基礎等による攪乱で自然堆積層は分断されている状況であった。このような状態にもかかわらず、事業地北西に設定したTT003、TT004では、北隅で黒色土の落ち込みが確認され、精査した結果、竪穴住居跡（HP01）の存在が明らかとなった。TT004では、HP01の南西2mを掘削中に焼土が検出されたため、北西壁を精査した結果、竪穴住居のカマド煙道と判断された（HP02）。TT004の南東壁には竪穴住居跡及びそのカマドが確認されなかったため、HP02本体はTT004の西側に存在するものと判断された。事業地南東に設定したTT006では、中央に黒色粘土質シルトの落ち込みが確認され、その縁辺は直線的で2辺が平行していたため、方形を呈する竪穴住居跡（HP03）と推測された。

なお、北東側の隣接地についても平成22年度に試掘調査を実施しており（整理番号10-2-301）、HP01の北東側を確認している。

これらの3軒の竪穴住居跡は、その形態や出土遺物から、擦文時代に帰属するものと理解された。ただし、竪穴住居跡が掘り込まれた擦文時代の包含層は、過去の開発行為によりその大半が削平されており、住居跡自体も旧建物の基礎等による破壊を顕著に受けていた。



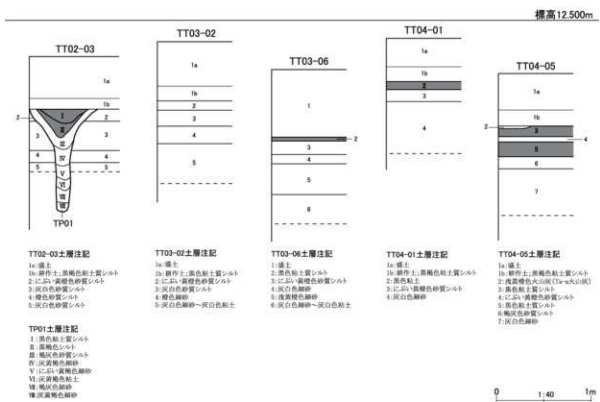
第37図 整理番号10-3-310 所在・試掘調査実施箇所



第38図 整理番号10-3-310 試掘調査土層断面模式図



第39図 整理番号10-3-311 試掘調査実施箇所



第40図 整理番号10-3-311 試掘調査土層断面模式図

以上の調査結果を受けて、事業者との間で埋蔵文化財の現状保存について協議を重ねたが、埋蔵文化財を保存することは困難であると判断されたことから、札幌市教育委員会から事業者に対して、掘削工事により埋蔵文化財が破壊される建物基礎部分については、土木工事等の施工に際し、立ち会って遺跡の状態を記録することが必要である旨の回答を行った。また、K439遺跡に該当するその他の範囲については現状保存とする旨の回答を行った。

工事立会は平成22年度に実施し、試掘調査で確認した3軒の竪穴住居跡を調査した。なお、HP01は、北東側の隣接地（整理番号10-2-301）に跨って検出されているが、便宜的に当項で記載する。

事業地北隅で検出されたHP01は、住宅の基礎工事に伴う1m幅の布掘り範囲のみで記録作業を行った。調査の結果、TT003で検出された南壁と、北東側の隣接地（整理番号10-2-301）で確認された北東隅までの距離により南北5.6m程の平面規模と判明した。土層の堆積状況としては、床面直上にⅥ層にぶい黄色シルト、Ⅴ層灰黄色シルトが堆積し、次第に腐植の影響が強まり耕作土直下にⅠ層黒色シルトが堆積する。南壁沿いの覆土Ⅳ層で炭化物集中（DC01、DC02）、床面で焼土粒集中（DB01）が検出され、炭化材も散在していたことから、本竪穴住居は焼失住居と考えられる。

カマドは、東壁南寄りで検出された。A～C層は基本層の崩落土層と判断できるため、トンネル式の煙道と考えられる。煙道中央にはA～C層を切る柱状の落ち込みが認められ（PH01）、その底面は煙道底面まで達し、壁面も被熱しているが、その性格は不明である。

遺物は、覆土Ⅱ層から土器3点、礫3点、Ⅳ層から土器2点、Ⅴ層から土器1点、礫1点、床面から礫3点が出土した。土器は、擦文土器の甕の破片資料で、136、137はⅣ層、他はⅡ層で出土した。128は胴部に横走沈線、鋸歯状の沈線、胴下部に斜位の刻目を施す。136は頸部片で、若干屈曲が認められる。

TT004の北西壁でカマド煙道の横断面のみを確認したHP02は、TT004の西側に竪穴本体が存在するものと考えられる。カマドC層には焼骨片等の混入物が含まれるのに対し、B層はもっとも被熱による赤化が明瞭で混入物も認められないことから、C層が煙道底面、B層が天井面と推測される。

HP03の調査範囲については、TT006南西側の住宅基礎が密な配置であり、基礎工事による影響が避けられないため、住宅範囲内についてはHP03全体を検出する方針とした。調査の結果、西壁がほぼ南北方向を向き、約4.1mを測る平面形と判明した。覆土は腐植に富んだ黒色土の堆積が大半を占め、下位にはぶい黄橙色シルト、灰黄褐色粘土質シルトが認められる。

遺構は、床面中央で炉跡が3基検出され（HE01～HE03）、HE02、HE03を覆うように炭化物、焼骨片等を含む灰層が分布する。炉跡は、いずれも平面不整形であるが、被熱層は最大厚6cm程で、明瞭な赤化が認められた。カマドは、今回の調査範囲では検出されていない。

遺物は、覆土Ⅰ層から礫2点、床面から礫1点が出土した。

17 K439遺跡：整理番号10-2-301（第41～46図、図版17～19）

札幌市北区北30条西11丁目で個人住宅の建設が計画され、事業地の一部が「札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図」（平成21年8月31日発行版）に示された周知の埋蔵文化財包蔵地K439遺跡に該当することから、土木工事施工前に「埋蔵文化財保護のための調整協議について」が札幌市教育委員会に提出され、試掘調査の実施について依頼がなされた。これを受けて、平成22年度に1日の日程で試掘調査を実施したものである。

試掘調査は、事業地全体に6箇所の試掘坑を設定して実施した。調査の結果、いずれの試掘坑でも厚さ0.2～0.4m程の盛土下位に自然堆積層が認められたが、旧建物の基礎等による攪乱で自然堆積層は

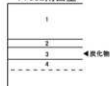


第41図 整理番号09-2-327・10-2-301 試掘調査実施箇所

09-2-327土層断面

標高10.000m

TT002南西壁



TT002南西壁土層注記
 1 盛土
 2 黄褐色砂質シルト
 3 に灰い黄褐色粘土質シルト
 4 に灰い黄褐色粘土質シルト

TT004北西壁



TT004北西壁土層注記
 1 盛土
 2 黄褐色砂質シルト
 3 に灰い黄褐色粘土質シルト

TT006南東壁

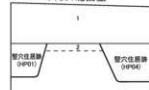


TT006南東壁土層注記
 1 盛土
 2 黄褐色砂質シルト
 3 に灰い黄褐色粘土質シルト
 4 に灰い黄褐色粘土質シルト

10-2-301土層断面

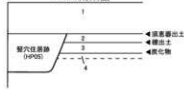
標高10.000m

TT001北西壁



TT001北西壁土層注記
 1 盛土
 2 に灰い黄褐色粘土質シルト

TT003南東壁



TT003南東壁土層注記
 1 盛土
 2 に灰い黄褐色シルト
 3 に灰い黄褐色粘土質シルト
 4 に灰い黄褐色粘土質シルト

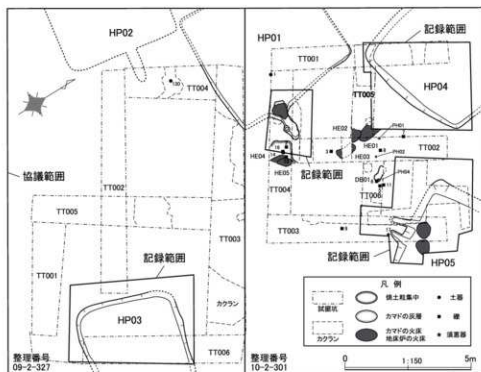
TT005北東壁



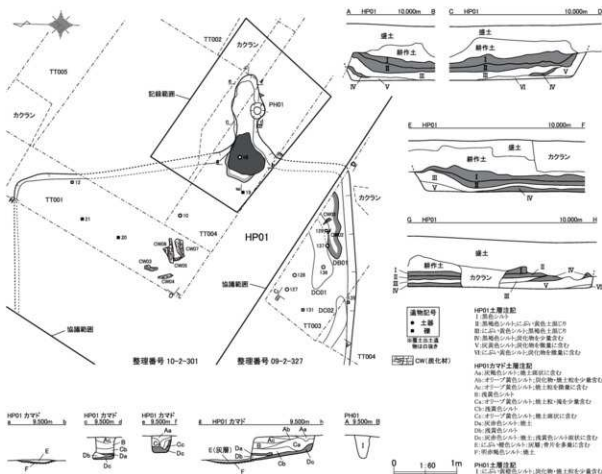
TT005北東壁土層注記
 1 盛土
 2 に灰い黄褐色シルト

0 1:40 1m

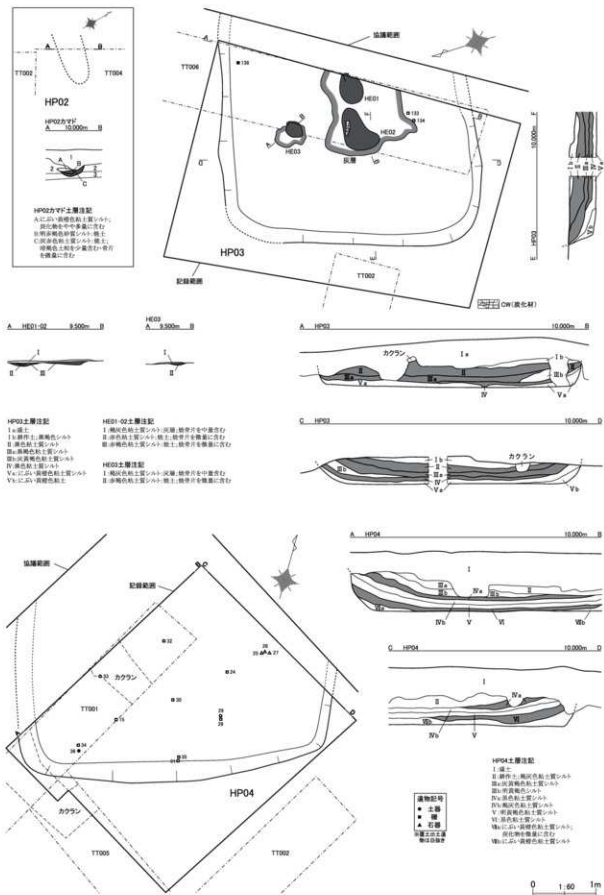
第42図 整理番号09-2-327・10-2-301 試掘調査土層断面模式図



第43図 整理番号09-2-327・10-2-301 試掘調査・工事立会遺構配置図



第44図 整理番号09-2-327・10-2-301 試掘調査・工事立会遺構図(1)



第45図 整理番号09-2-327・10-2-301 試掘調査・工事立会遺構図(2)

分断されている状況であった。このような状態にもかかわらず、先に試掘調査が実施されていた南西側の隣接地（整理番号09-2-327）で発見された竪穴住居跡（HP01）の北東側がTT001とTT003で検出されたほか、TT001の北側およびTT003の北端でも黒色シルトの落ち込みがそれぞれ確認された。それらを精査した結果、TT001の北側については壁の立ち上がりが見明瞭だったことから竪穴住居跡（HP04）と判断した。TT003についても、壁の立ち上がりが確認されたほか、床面と考えられる土層で礫が複数出土したことから竪穴住居跡（HP05）と判断した。

これらの3軒の竪穴住居跡は、その形態、出土遺物、南西側の隣接地（整理番号09-2-327）の試掘調査結果から、縄文時代に帰属するものと理解された。ただし、竪穴住居跡が掘り込まれた縄文時代の包含層は、過去の開発行為によりその大半が削平されており、住居跡自体も旧建物の基礎等による破壊を顕著に受けていた。

以上の調査結果を受けて、事業者との間で埋蔵文化財の現状保存について協議を重ねたが、埋蔵文化財を保存することは困難であると判断されたことから、札幌市教育委員会から事業者に対して、掘削工事により埋蔵文化財が破壊される建物基礎部分については、土木工事等の施工に際し、立ち会って遺跡の状態を記録することが必要である旨の回答を行った。また、K439遺跡に該当するその他の範囲については現状保存とする旨の回答を行った。

工事立会は平成22年度に実施し、住宅の基礎工事により埋蔵文化財が影響を受ける範囲を対象として、試掘調査で確認した3軒の竪穴住居跡を調査した。なお、HP01は、南西側の隣接地（整理番号09-2-327）に跨って検出されているため、便宜的に前項で記載した。

HP04の調査範囲については、住宅基礎が密な配置であり、掘削工事による影響が避けられないため、住宅範囲内についてはHP04全体を検出した。調査の結果、竪穴中心付近から南東隅、南西隅付近までが検出され、東西4.8m程の平面規模と判明した。覆土は、床面直上にⅣ層にぶい黄橙色粘土質シルトが堆積し、炭化物が微量に含まれる。Ⅳa層として腐植に富んだ黒色粘土質シルト層が全体に認められ、その上下層に漸移的な影響を与えている。

カマドや他の付属遺構は、今回の調査範囲からは検出されていない。

遺物は、覆土Ⅲb層から礫1点、Ⅳa層から礫1点、Ⅴ層から礫1点、Ⅵ層から土器2点、石器4点、礫4点、Ⅶ層から礫1点、床面から土器1点が出土した。土器は、すべて縄文土器の甕の破片資料で、石器は、黒曜石の剥片である。33は口縁部片で、口唇部は丸味をもつ。無文で、器厚は最大1cmを測る。

HP05の調査範囲については、住宅基礎が密な配置であり、掘削工事による影響が避けられないため、住宅範囲内についてはHP05全体を検出した。ただし、西隅を中心に一部が検出されたのみで、HP05の規模は不明である。覆土は、Ⅰ層が腐植に富んだ黒色土、Ⅱ層が漸移層で、Ⅲ層からⅣ層までは、土質の違いはあるもののにぶい黄橙色土を主体とする。例外的にⅦ層が暗赤褐色を呈し、焼土粒や炭化材等を含む。また、炭化材が多量に検出され、残存状況が特に良好な炭化材のみを抽出して記録したが、壁面に平行する方向および中央から壁面に向かって放射状にのびる炭化材が認められた。これらのことから本竪穴住居は焼失住居と考えられる。

カマドは西壁で2基検出された。カマド1の火床上には、貼床と考えられる浅黄橙色粘土が広がる。カマド1は壁からやや離れて位置することからも、カマドのつくり替えに対応する竪穴住居の拡幅があったと考えられる。また、カマド2の北西側では床面で礫集中（CG01）、カマド1の南東側Ⅳ層中で白色粘土塊が検出された。CG01以外にも、カマド周辺の覆土、床面に礫が多く分布する。

遺物は、覆土Ⅰ層から礫1点、Ⅱ層から礫1点、Ⅴ層から礫2点、Ⅵ層から土器3点、礫22点、Ⅶ

層から礫31点、床面から土器1点、礫31点が出土した。土器は、すべて擦文土器の甕の破片資料である。69は口縁部片で、端部は沈線により段状を呈する。口縁上部に横位の鋸歯状沈線、その下位に横走沈線と縦位の鋸歯状沈線が認められる。床面の礫は、半数がCG01を構成する。

堅穴住居跡周辺からは、炉跡5基（HE01～HE05）、焼土粒集中1箇所（DB01）が検出された。HE01～HE03は、攪乱直下で検出され、混入物も認められないため、上面が削平されている可能性が高い。HE04、HE05は上下に重複して検出されている。遺物は、黄褐色砂質シルト層で須恵器1点、礫7点、にぶい黄褐色粘土質シルト層で礫4点が出土している。須恵器は、甕の破片資料である。器厚は最大1.1cmを測り、器面の湾曲は極めて小さい。内面はナデ調整、外面は密な平行叩き目が認められる。

18 N434遺跡：整理番号10-2-302（第47・48図、図版20）

札幌市西区八軒9条東5丁目で建物建設工事が計画され、事業地の一部が「札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図」（平成21年8月31日発行版）に示された周知の埋蔵文化財包蔵地N434遺跡に該当することから、土木工事施工前に「埋蔵文化財保護のための調整協議について」が札幌市教育委員会に提出され、試掘調査の実施について依頼がなされた。これを受けて、平成22年度に8日間の日程で試掘調査を実施したものである。

事業地は、札幌市北東部の石積平野に立地する。試掘調査は、事業地全体に45箇所の試掘坑を設定して実施した。調査の結果、いずれの試掘坑でも厚さ平均0.3m程の耕作土下位に自然堆積層が認められた。TT02-08から東側では、上位に黒褐色や褐色粘土質シルトが認められ、炭化物の混入が認められた。その下位には泥濘原堆積物と考えられる粗砂と粘土の互層群、黒色土層を含む粘土層の堆積が認められた。これらの土層は、事業地の北西から南東方向に緩やかに傾斜しており、粗砂と粘土の互層群については、北西側で粗砂の含有が特に顕著であることから、TT02-08で確認された埋没河川によって形成された可能性が考えられる。埋没河川は、事業地の東端、西端でも認められた。

遺構は、TT01-05で、検出面における直径が20cm程の柱穴（PH01）が検出されたが、帰属層位は不明である。事業地南東端のTT02-01他1箇所では、褐色粘土質シルト層から炭化物集中が検出され、周囲で擦文土器が出土した。遺物は、TT02-01、TT05-03、ほか南東側9箇所の試掘坑の黒褐色または褐色粘土質シルト層から、擦文土器と礫が出土した。しかし、柱穴については構築時期が不明であり、炭化物集中については人為的な堆積と断定できない状況であった。また、包含層は事業地北西側が削平されており、南東側も密な遺物分布は認められなかった。

この調査結果を受けて、札幌市教育委員会から事業者に対して、埋蔵文化財が発見された周知の埋蔵文化財包蔵地N434遺跡に該当する範囲については、土木工事等の施工に際し、立ち会って遺跡の状態を記録することが必要である旨の回答を行った。また、その他の範囲については工事に着手して差し支えない旨の回答を行った。

なお、工事立会は平成22年度末に実施予定である。

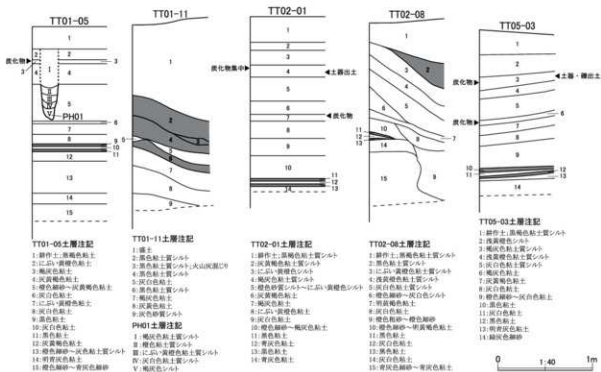
19 N434遺跡：整理番号10-2-305（第49・50図、図版21A～21D）

札幌市西区八軒8条東5丁目で個人住宅の建設が計画され、事業地の一部が「札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図」（平成21年8月31日発行版）に示された周知の埋蔵文化財包蔵地N434遺跡に該当することから、土木工事施工前に「埋蔵文化財保護のための調整協議について」が札幌市教育委員会に提出され、試掘調査の実施について依頼がなされた。これを受けて、平成22年度に1日の日程で試掘調査を実施したものである。



第47図 整理番号10-2-302 試掘調査実施箇所

標高11,500m

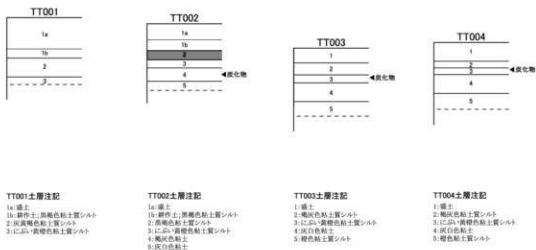


第48図 整理番号10-2-302 試掘調査土層断面模式図



第49図 整理番号10-2-305 試掘調査実施箇所

標高11.500m



0 1:40 1m

第50図 整理番号10-2-305 試掘調査土層断面模式図

試掘調査は、事業地全体に5箇所の試掘坑を設定した。調査の結果、いずれの試掘坑でも厚さ0.15～0.3m程の盛土、耕作土が認められ、その下位から自然堆積層が検出されたが、遺構・遺物は発見されなかった。

この調査結果を受けて、札幌市教育委員会から事業者に対して、周知の埋蔵文化財包蔵地N434遺跡に該当する範囲については慎重に工事を施工し、その他の範囲については工事に着手して差し支えない旨の回答を行った。

20 K436遺跡：整理番号10-2-306（第51・52図、図版21E～21H）

札幌市北区北25条西13丁目で個人住宅の建設が計画され、事業地の一部が『札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図』（平成21年8月31日発行版）に示された周知の埋蔵文化財包蔵地K436遺跡に該当することから、土木工事施工前に「埋蔵文化財保護のための調整協議について」が札幌市教育委員会に提出され、試掘調査の実施について依頼がなされた。これを受けて、平成22年度に1日の日程で試掘調査を実施したものである。

事業地は、札幌市北東部の沖積平野に立地する。明治29年版地形図で見ると、本事業地と「シノロ」川との距離は、直線で40m程である。試掘調査は、事業地全体に5箇所の試掘坑を設定した。調査の結果、いずれの試掘坑でも厚さ0.5～0.8m程の盛土が認められ、TT005以外ではその下位から自然堆積層が検出されたが、遺構・遺物は発見されなかった。自然堆積層は、事業地内では西から東への傾斜が認められた。

この調査結果を受けて、札幌市教育委員会から事業者に対して、周知の埋蔵文化財包蔵地K436遺跡に該当する範囲については慎重に工事を施工し、その他の範囲については工事に着手して差し支えない旨の回答を行った。

21 C420遺跡：整理番号10-2-307（第53・54図、図版22A～22D）

札幌市中央区北6条西12丁目で個人住宅の建設が計画され、事業地の一部が『札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図』（平成21年8月31日発行版）に示された周知の埋蔵文化財包蔵地C420遺跡に該当することから、土木工事施工前に「埋蔵文化財保護のための調整協議について」が札幌市教育委員会に提出され、試掘調査の実施について依頼がなされた。これを受けて、平成22年度に1日の日程で試掘調査を実施したものである。

事業地は、札幌市北東部の沖積平野南端に立地し、北海道大学植物園内に存在した湧水地を源とする「シンノシケコトニ」川（山田 1965）が事業地付近を北西に流れていたとされる。試掘調査は、南北方向に3箇所の試掘坑を設定した。調査の結果、TT003において試掘坑底面付近でかろうじて自然堆積層が認められたのみで、遺構・遺物は発見されなかった。

この調査結果を受けて、札幌市教育委員会から事業者に対して、周知の埋蔵文化財包蔵地C420遺跡に該当する範囲については慎重に工事を施工し、その他の範囲については工事に着手して差し支えない旨の回答を行った。

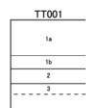
22 C420遺跡：整理番号10-2-308（第53・54図、図版22E～22H）

札幌市中央区北6条西12丁目で個人住宅の建設が計画され、事業地の一部が『札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図』（平成21年8月31日発行版）に示された周知の埋蔵文化財包蔵地C420遺跡に該当することから、土木工事施工前に「埋蔵文化財保護のための調整協議について」が札幌市教育委員会に提出さ

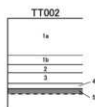


第51図 整理番号10-2-306 試掘調査実施箇所

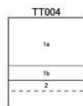
標高10.500m



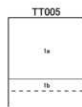
TT001土層注記
 1a: 盛土
 1b: 耕作土、赤褐色粘土質シルト
 2: 黄褐色粘土質シルト
 3: 黄褐色粘土質シルト



TT002土層注記
 1a: 盛土
 1b: 耕作土、暗褐色粘土質シルト
 2: 黄褐色粘土質シルト
 3: 黄褐色粘土質シルト
 4: 2に20%黄褐色粘土質シルト
 5: 赤褐色粘土質シルト



TT004土層注記
 1a: 盛土
 1b: 耕作土、暗褐色粘土質シルト、火山灰混入
 2: 暗褐色粘土質シルト



TT005土層注記
 1a: 盛土
 1b: 耕作土、暗褐色粘土質シルト

第52図 整理番号10-2-306 試掘調査土層断面模式図

0 1:40 1m



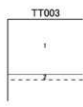
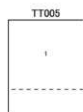
第53図 整理番号10-2-307・10-2-308 試掘調査実施箇所

10-2-307土層断面

標高15,000m

10-2-308土層断面

標高15,000m

TT001土層注記
1: 盛土TT003土層注記
1: 盛土
2: 改良褐色シルトTT005土層注記
1: 盛土

0 1:40 1m

第54図 整理番号10-2-307・10-2-308 試掘調査土層断面模式図

れ、試掘調査の実施について依頼がなされた。これを受けて、平成22年度に1日の日程で試掘調査を実施したものである。

試掘調査は、南北方向に2箇所の試掘坑を設定した。調査の結果、いずれの試掘坑でも盛土のみが認められ、自然堆積層の検出には至らなかった。

この調査結果を受けて、札幌市教育委員会から事業者に対して、周知の埋蔵文化財包蔵地C420遺跡に該当する範囲については慎重に工事を施工し、その他の範囲については工事に着手して差し支えない旨の回答を行った。

参考文献

- 赤松守雄・五十嵐八枝子・北川芳男・松下勝秀 1989 「第一編札幌の自然史」『新札幌市史第一巻通史一』高倉新一郎他編 札幌市
- 札幌市観光文化局文化財課埋蔵文化財係編 2005 『札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図』（平成17年10月31日発行版）札幌市教育委員会
- 札幌市観光文化局文化財課埋蔵文化財係編 2009 『平成16～20年度調査報告書』（『市内遺跡発掘調査報告書1』）札幌市教育委員会
- 札幌市観光文化局文化財課埋蔵文化財係編 2009 『札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図』（平成21年8月31日発行第8改訂版）札幌市教育委員会
- 札幌市観光文化局文化財課埋蔵文化財係編 2010 『平成21年度調査報告書』（『市内遺跡発掘調査報告書2』）札幌市教育委員会
- 地質調査所 1991 『札幌及び周辺部地盤地質図』（『特殊地質図30』）通商産業省工業技術院地質調査所
- 山田秀三 1965 『札幌のアイヌ語地名を尋ねて』 椋書房

写真図版

図版1 所在調査(1)



A 整理番号10-3-305 事業地近景(北西から)



B 整理番号10-3-309 事業地近景(南から)



C 整理番号10-3-309 事業地近景(西から)



D 整理番号10-3-310 事業地近景(北から)



E 整理番号10-3-310 事業地近景(南西から)



F 整理番号10-3-312 事業地近景(北から)



G 整理番号10-3-314 事業地近景(南西から)

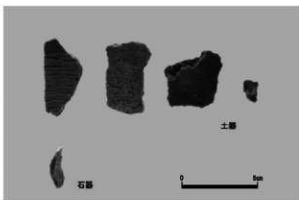


H 整理番号10-3-314 遺物出土状況

図版 2 所在調査(2)



A 整理番号10-3-314 遺物出土状況拡大



B 整理番号10-3-314 所在調査出土遺物



C 整理番号09-2-326 事業地近景(南から)



D 整理番号10-2-303 事業地近景(西から)



E 整理番号10-2-304 事業地近景(西から)



F 整理番号10-2-304 事業地近景(北から)



G 整理番号10-2-311 事業地近景(南東から)



H 整理番号10-2-311 事業地近景(西から)

図版3 整理番号07-3-323 試掘調査



A 事業地近景(北西から)



B TT02-55 土層断面拡大



C TT02-55 土器出土状況



D TT04-43 土層断面



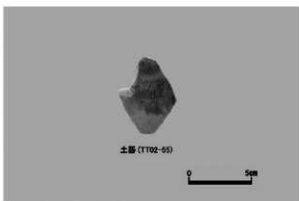
E TT14-43 土層断面



F TT14-51 土層断面



G TT29-44 土層断面



H 試掘調査出土遺物

図版 4 整理番号07-3-330 試掘調査



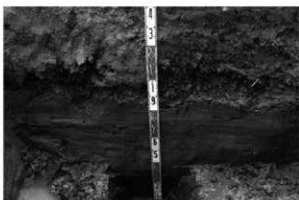
A 事業地近景(北から)



B TT19-18 土層断面



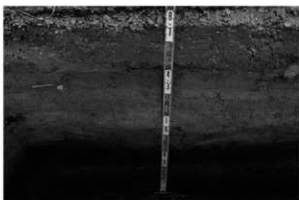
C TT24-16 土層断面



D TT31-15 土層断面



E TT35-14 土層断面拡大



F TT38-14 土層断面



G 調査状況(南東から)



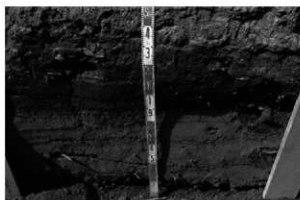
H 調査状況(南東から)



A 事業地近景(北西から)



B 事業地近景(南東から)



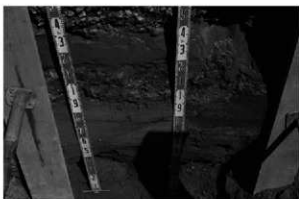
C TT02-01 土層断面



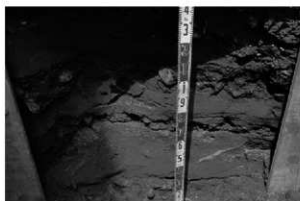
D TT02-04 土層断面



E TT04-01 土層断面



F TT04-05 土層断面



G TT07-04 土層断面



H 調査状況(西から)

図版 6 整理番号09-3-315 試掘調査



A 事業地近景(南西から)



B TT001 土層断面



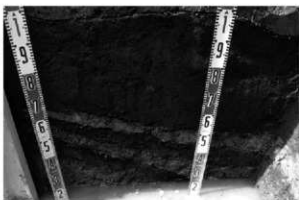
C TT002 土層断面



D TT003 土層断面



E TT005 土層断面



F TT005 土層断面拡大



G 調査状況(北から)



H 調査状況(南から)

図版7 整理番号09-3-316 試掘調査



A 事業地近景(東から)



B 事業地近景(北東から)



C TT001 土層断面



D TT003 土層断面



E TT005 土層断面



F TT006 土層断面



G TT007 土層断面



H 調査状況(北東から)

図版 8 整理番号09-3-317 試掘調査



A 事業地近景(南から)



B TT001 土層断面



C TT002 土層断面



D TT005 土層断面



E TT006 土層断面



F TT007 土層断面拡大



G 調査状況(南東から)



H 調査状況(北から)

図版9 整理番号09-3-318 試掘調査(A~D)、整理番号09-3-319 試掘調査(E~H)



A 事業地近景(南西から)



B TT003 土層断面



C TT009 土層断面



D TT010 土層断面



E 事業地近景(北西から)



F TT004 土層断面



G TT005 土層断面



H TT008 土層断面

図版10 整理番号09-3-320 試掘調査



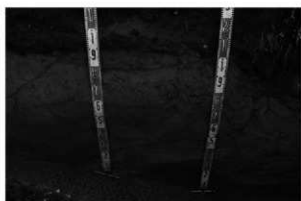
A 事業地近景(西から)



B TT02-02 土層断面



C TT04-06 土層断面



D TT05-03 土層断面



E TT05-05 土層断面



F TT05-09 土層断面



G 調査状況(北西から)



H 調査状況(北西から)



A 事業地近景(南から)



B TT001 土層断面



C TT003 土層断面



D TT005 土層断面



E TT006 土層断面拡大



F TT008 土層断面



G 調査状況(北から)



H 調査状況(南東から)

図版12 整理番号10-3-306 試掘調査



A 事業地近景(南東から)



B 事業地近景(北東から)



C TT05-09 土層断面



D TT06-06 土層断面拡大



E TT08-08 土層断面



F TT10-10 土層断面



G TT11-05 土層断面拡大



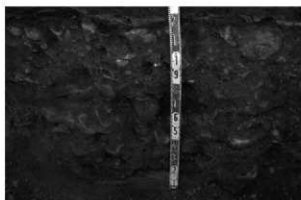
H 調査状況(南東から)



A 事業地近景(北西から)



B 事業地近景(北東から)



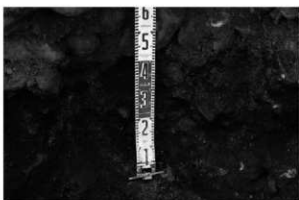
C TT03-22 土層断面



D TT06-12 土層断面



E TT06-12 土層断面拡大



F TT09-18 土層断面



G TT10-24 土層断面

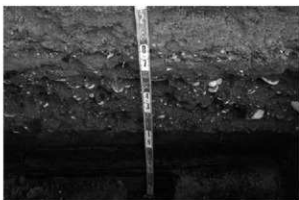


H TT12-16 土層断面

図版14 整理番号10-3-308 試掘調査



A 事業地近景(西から)



B TT02-07 土層断面



C TT03-16 土層断面拡大



D TT06-11 土層断面拡大



E TT08-07 土層断面



F TT08-15 土層断面



G 調査状況(東から)



H 調査状況(南西から)



A 事業地近景(北から)



B 事業地近景(西から)



C TT22-03 土層断面



D TT22-11 土層断面



E TT21-15 土層断面



F TT14-32 土層断面



G TT20-39 土層断面

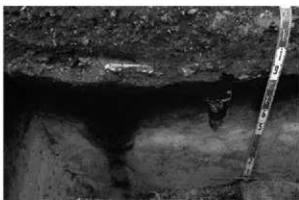


H 調査状況(南から)

図版16 整理番号10-3-311 試掘調査



A 事業地近景(北から)



B TT02-03 土層断面



C TT02-03 おとし穴(TP01)土層断面(南西から)



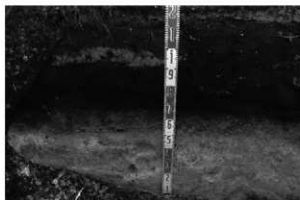
D TT02-03 おとし穴(TP01)完掘状況(北東から)



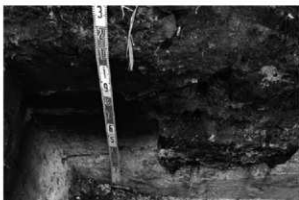
E TT03-02 土層断面



F TT03-06 土層断面



G TT04-01 土層断面



H TT04-05 土層断面



A 事業地近景(南から)



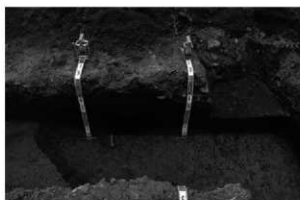
B 事業地近景(南東から)



C 竪穴住居跡(HP01)検出状況(西から)



D 竪穴住居跡(HP01)炭化材検出状況(東から)



E 竪穴住居跡(HP01)EFセクション(北東から)



F 竪穴住居跡(HP01)完掘状況(西から)



G 竪穴住居跡(HP01)カマド完掘状況(西から)



H 竪穴住居跡(HP02)カマド煙道セクション(南東から)



A 竪穴住居跡(HP03)検出状況(北から)



B 竪穴住居跡(HP03)CDセクション(東から)



C 竪穴住居跡(HP03)完掘状況(北から)



D 竪穴住居跡(HP04)検出状況(南西から)



E 竪穴住居跡(HP04)CDセクション(南西から)



F 竪穴住居跡(HP04)完掘状況(東から)



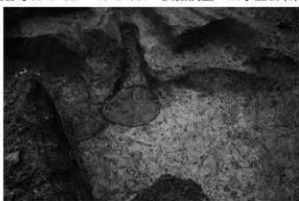
G 竪穴住居跡(HP05)検出状況(西から)



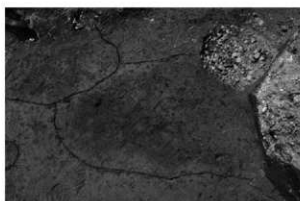
H 竪穴住居跡(HP05)DB01検出状況(西から)



A 竪穴住居跡(HP05)ABセクション(南東から)



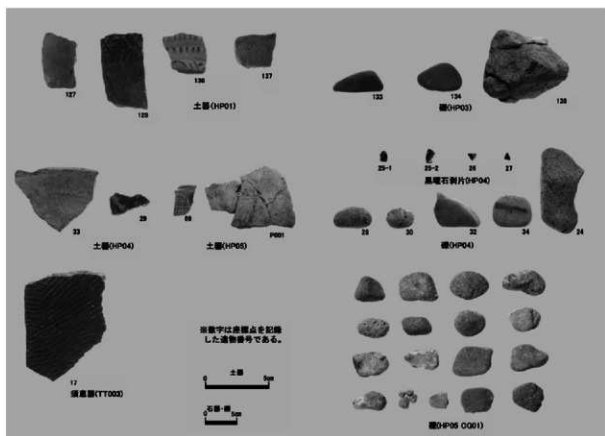
B 竪穴住居跡(HP05)完掘状況(北東から)



C 炉跡(HE01)検出状況(東から)



D 炉跡(HE04)火床セクション(南東から)



E 試掘調査・工事立会出土遺物

図版20 整理番号10-2-302 試掘調査



A 事業地近景(東から)



B TT01-05 土層断面



C TT01-05 柱穴(PH01)ABセクション(北西から)



D TT01-11 土層断面



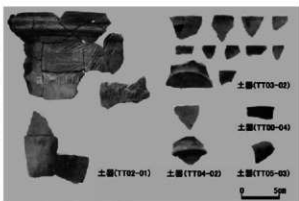
E TT02-01 土層断面



F TT02-08 土層断面



G TT05-03 土層断面



H 試掘調査出土遺物

図版21 整理番号10-2-305 試掘調査(A~D)、整理番号10-2-306 試掘調査(E~H)



A 事業地近景(東から)



B TT002 土層断面



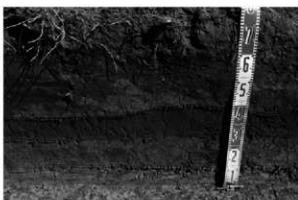
C TT003 土層断面



D TT004 土層断面



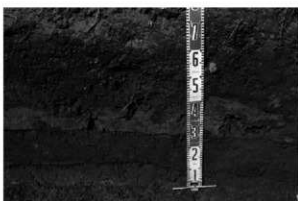
E 事業地近景(北東から)



F TT001 土層断面



G TT002 土層断面



H TT004 土層断面

図版22 整理番号10-2-307 試掘調査(A~D)、整理番号10-2-308 試掘調査(E~H)



A 事業地近景(南から)



B TT001 土層断面



C TT002 土層断面



D TT003 土層断面



E 事業地近景(南東から)



F 事業地近景(南から)



G TT004 土層断面



H TT005 土層断面

報告書抄録

ふりがな	へいせい にじゅうにねんど ちようほうこくしょ
書名	平成22年度 調査報告書
副書名	
巻次	
シリーズ名	市内遺跡発掘調査報告書
シリーズ番号	3
編著者名	札幌市観光文化局文化財課埋蔵文化財係
編集機関	札幌市教育委員会（札幌市観光文化局文化財課埋蔵文化財係）
所在地	〒064-0922 北海道札幌市中央区南22条西13丁目 Tel 011-512-5430
発行年月日	西暦 2011年3月10日

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		世界測地系		調査期間	調査面積 (㎡)	調査原因
		市町村	遺跡 番号	北緯 °′″	東経 °′″			
K39遺跡	札幌市北区北19条西11丁目	01102	39	43° 05′ 02″	141° 20′ 04″	2010/6/1	—	その他開発
T98遺跡	札幌市豊平区美園12条8丁目	01105	98	43° 01′ 54″	141° 23′ 05″	2010/10/13	—	公園造成
T101遺跡	札幌市豊平区月寒西3条4丁目	01105	101	43° 01′ 50″	141° 23′ 19″	2010/10/13	—	公園造成
T102遺跡	札幌市豊平区月寒西4条6丁目	01105	102	43° 01′ 43″	141° 23′ 15″	2010/5/28	—	その他建物
M261遺跡	札幌市南区澄川6条12丁目	01106	261	42° 58′ 46″	141° 22′ 18″	2010/8/9	—	公園造成
C420遺跡	札幌市中央区北6条西12丁目	01101	420	43° 03′ 58″	141° 20′ 13″	2010/9/24	—	個人住宅
N434遺跡	札幌市西区八軒9条東5丁目	01107	434	43° 05′ 06″	141° 19′ 34″	2010/6/14～17・ 8/2～6	—	その他建物 個人住宅
K436遺跡	札幌市北区北25条西13丁目	01102	436	43° 05′ 27″	141° 19′ 44″	2010/9/14	—	個人住宅
K439遺跡	札幌市北区北30条西11丁目	01102	439	43° 05′ 50″	141° 19′ 52″	2010/5/10～11・ 5/24～25	—	個人住宅
K445遺跡	札幌市北区新琴似8条1丁目	01102	445	43° 06′ 41″	141° 20′ 10″	2010/6/7	—	宅地造成
K528遺跡	札幌市東区栄町	01103	528	43° 07′ 34″	141° 22′ 13″	2010/7/12～21・ 9/27～30	—	緑地造成

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
K39遺跡	集落跡	縄文・続縄文・撥文・アイヌ文化期			遺構・遺物なし
T98遺跡	遺物包含地	縄文		縄文土器、石器	
T101遺跡	遺物包含地	縄文			遺構・遺物なし
T102遺跡	遺物包含地	縄文			遺構・遺物なし
M261遺跡	遺物包含地				遺構・遺物なし
C420遺跡	集落跡	撥文			遺構・遺物なし
N434遺跡	集落跡	撥文	柱穴	撥文土器、礫	
K436遺跡	集落跡	撥文			遺構・遺物なし
K439遺跡	集落跡	撥文	竪穴住居跡、炉跡	撥文土器、礫	
K445遺跡	集落跡	撥文			遺構・遺物なし
K528遺跡	集落跡	続縄文・撥文		撥文土器	

市内遺跡発掘調査報告書3

平成23年3月3日 印刷

平成23年3月10日 発行

平成22年度 調査報告書

発行者 札幌市教育委員会
006-0002 札幌市中央区北2条西2丁目
編集 札幌市埋蔵文化財センター
064-0922 札幌市中央区南22条西13丁目
TEL 011(512)5430
FAX 011(512)5467
印刷 株式会社 須田製版

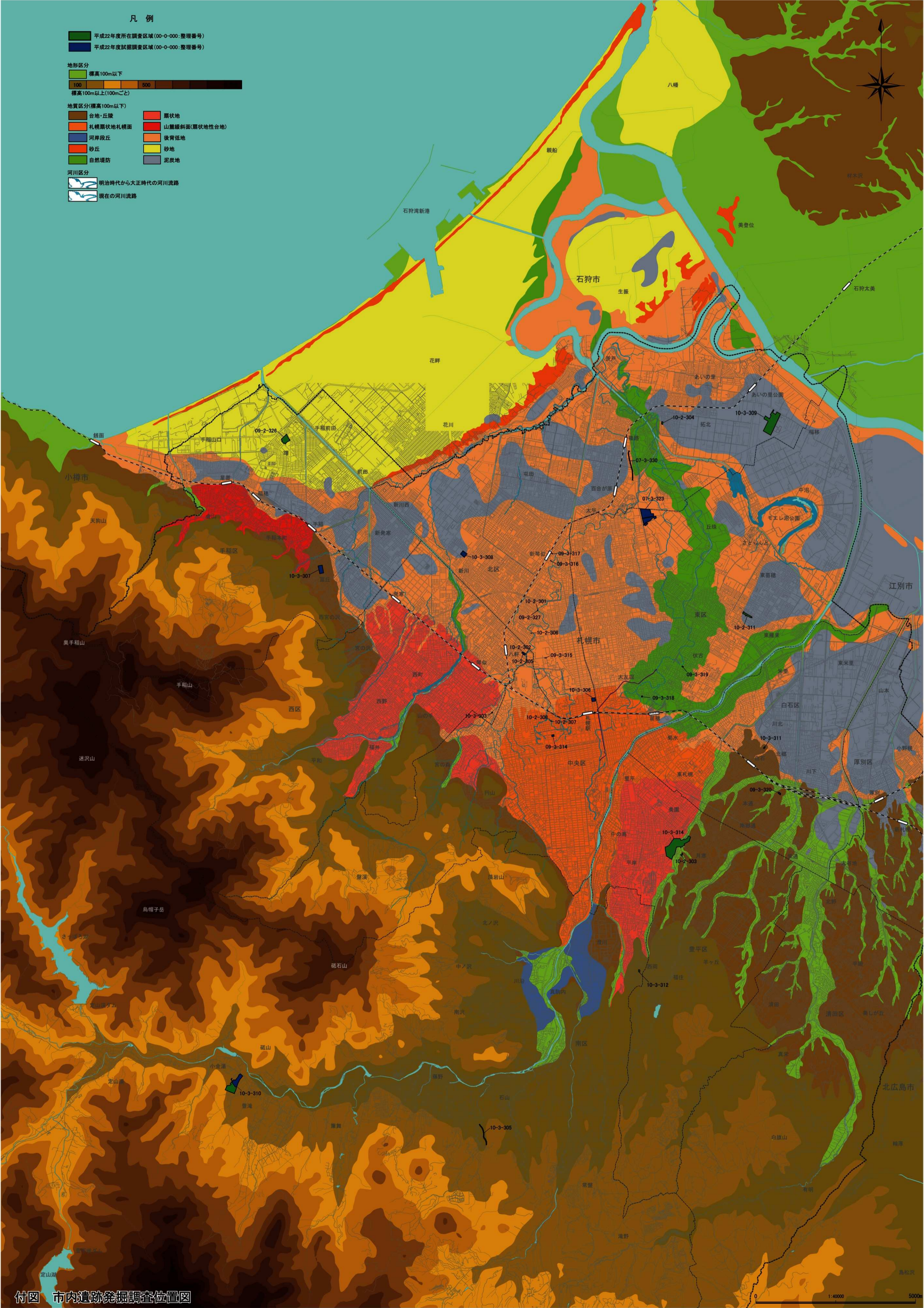
凡例

- 平成22年度所在調査区域(00-0-000:整理番号)
- 平成22年度試掘調査区域(00-0-000:整理番号)



- 地質区分(標高100m以下)
- 台地・丘陵
 - 札幌扇状地札幌面
 - 河岸段丘
 - 砂丘
 - 自然堤防
 - 扇状地
 - 山麓緩斜面(扇状地性台地)
 - 後背低地
 - 砂地
 - 泥炭地

- 河川区分
- 明治時代から大正時代の河川流路
 - 現在の河川流路



付図 市内遺跡発掘調査位置図

